
東京電力福島第一原子力発電所 事故被害対策実施計画(第2期)

(平成26年度～平成28年度)

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～

事業評価

平成29年3月

宮城県

目次

事業評価

1	はじめに	1頁
2	全体評価	2頁
3	各個別取組における評価結果	4頁
4	まとめ	12頁

資料編

1	事業・取組一覧	15頁
2	事業評価一覧	19頁

事業評価

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）による被害等に対応するため、県では、「震災以前の安全・安心なみやぎの再生～年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり～」を目標とし、目標達成に向けた総合的な対策についての基本的視点や個別取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」（以下「基本方針」という。）を平成24年1月に策定しました。

この基本方針に掲げた目標である「年間放射線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」を平成28年度までに実現することとし、実現に向けて実施する具体的な取組を取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」（以下「実施計画」という。）を平成24年3月に策定しました。原発事故の収束の見通しが不透明なことから、平成23年度から平成25年度までの3年間を「第1期」とし、その後、平成26年3月に、平成26年度から平成28年度までの3年間を「第2期」とする計画を策定しています。なお、当初予算の編成状況等を踏まえて、実施計画を毎年度改訂しています。

今回、実施計画（第2期）については、平成28年度をもって最終年度を迎えるため、これまでの実績などについて事業評価を行うこととしました。

なお、平成28年度に実施した事業・取組に係る評価は、平成26、27年度までの実績等を参考として、年度末の見込みで評価しています。

2 全体評価

【必要性】

計	妥当	概ね妥当	課題あり
延べ136	延べ125	延べ 11	延べ 0

【有効性】

計	成果があった	ある程度成果があった	成果がなかった
延べ134 (※)	延べ113	延べ 21	延べ 0

【効率性】

計	効率的	概ね効率的	課題あり
延べ132 (※)	延べ 96	延べ 36	延べ 0

※ 【有効性】【効率性】の評価において、非予算的手法の事業・取組及び事業主体が県以外の事業・取組の一部では評価していない場合があり、事業数が「実施計画（第2期）」に掲載された延べ136事業となっていない。

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
延べ136	延べ113	延べ 8	延べ 15

実施計画（第2期）掲載の延べ136事業の取組についての事業評価を分析したところ、必要性については、「課題あり」と評価されたものはなく、「妥当」92%、「概ね妥当」8%との評価となりました。

また、有効性については、「成果がなかった」と評価されたものはなく、「成果があった」84%、「ある程度成果があった」16%との評価となりました。

さらに、効率性については、「課題あり」と評価されたものはなく、「効率的」73%、「概ね効率的」27%との評価となりました。

最後に、事業の方向性については、「原発事故対応として継続すべき」83%、「通常事業として継続すべき」6%、「終了」11%との評価となりました。

「終了」となる事業・取組は延べ15事業（11%）となっていますが、そのうち、汚染状況重点調査地域での除染作業の終了に伴う市町村への支援事業、スキー場や県立都市公園などでの測定事業などが第2期をもって終了となります。

また、「通常事業として継続すべき」事業・取組（8事業）は、既存事業の中で一部実施している事業・取組として統合・整理し、「食品衛生法上の基準値を超過した場合における出荷

【事業評価】

自粛の要請等の対策」は「県産農林水産物放射性物質対策事業」で、「安全安心な観光地の周知」は「震災復興緊急対策事業」などの事業で継続していく予定です。

原発事故後6年余が経過しましたが、県では、一部の農林水産物では依然として出荷停止・出荷制限が継続されており、また、除染廃棄物や除去土壌の処理が残っているなど、様々な課題に対して引き続き全力で取り組んで行く必要があるものと考えています。

3 各個別取組における評価結果

第1 放射線・放射能の監視・測定

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
46	40	1	5

原発事故が県民生活にどのような影響を及ぼしているのかを正確に把握するため、県としては、身の回りの空間放射線量率や放射性物質濃度の測定を継続することが重要であると考えています。

実施計画では、「宮城県放射線・放射能測定実施計画（以下「測定計画」という。）」を策定し、放射線・放射能の測定を計画的かつ体系的に実施することとし、県内全域の空間放射線量率、県産農林水産物などの食品のほか、公共用水や土壌など食品以外のものも含め、様々な品目で放射性物質濃度を測定し、「放射能情報サイトみやぎ」などで結果を迅速に公表してきました。

評価結果では、引き続き原発事故被害対策事業として実施していく必要があるとする事業・取組が延べ40事業、約87%となっています。

空間放射線量率の測定は、県内全域（40か所）にモニタリングポストを設置し、常時監視を行うとともに、市町村に携帯型放射線測定機器を配備し、きめ細かな測定が実施できる体制を整備したほか、航空機モニタリングや自動車による走行サーベイを実施するなど、原発事故後からの県内の放射線の状況を継続的に測定し、その値が経時的に低減してきていることを確認しています。

また、特に子どもの生活環境に配慮し、学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等を測定するとともに、不特定多数の利用が見込まれる県立都市公園や県内スキー場のほか、産業面で関心の高い港湾施設や、健康面で関心の高い企業局所管の3浄水場施設の測定を実施し、結果を公表しました。

一方、食品中の放射能測定にあたっては、スクリーニング用のシンチレーションスペクトロメーター等簡易測定器47台、精密検査用のゲルマニウム半導体検出器4台を、保健環境センターなどに配備しています。これまでに出荷前の農林水産物等122,626点を検査し、基準値超過が427点となっており、基準値を超過した場合は、出荷制限・出荷自粛の措置を取っています（平成28年12月31日現在）。また、店頭で販売されている生産物や食品についても、食品衛生法の収去検査や買上検査において、これまでに1,861点の放射能測定を行っていますが、基準値を超過した事例はありません（平成28年12月31日現在）。

住民の不安解消のため、自家作物や自然で採取した山菜類・きのこ類を住民が持ち込んだ場合に備えて、各市町村に測定機器34台を配備し、身近な食品の測定に役立てており、これまでに29,832点の測定を行いました（平成28年12月31日現在）。

また、水道水や学校給食などのほかに、学校プール水や公共水域（河川、湖沼、海域等）などの測定も実施しています。

【事業評価】

これらの測定結果は、「放射能情報サイトみやぎ」で公開又は定期的に情報提供を行い、県内外に正確な情報が伝わるよう周知を図ってきました。

しかしながら、現在（平成29年2月）、林産物では原木シイタケ（露地栽培）、タケノコ、コシアブラなど、水産物ではイワナ、ウグイなど、また、野生鳥獣ではイノシシ及びツキノワグマの出荷制限が継続されています。このため、測定計画を適宜見直しながら、放射線・放射能の監視・測定、結果の公表を継続する必要があると考えています。

なお、「県立都市公園等空間放射線量測定事業」や「放射線・放射能広報事業」での県立都市公園や県内スキー場については、空間放射線量率が毎時0.23マイクロシーベルトを下まわって安定していることから第2期をもって終了としています。

また、通常事業で継続と評価された「母乳の検査結果等に関する情報提供」については、県民、とりわけ妊産婦の安全・安心の確保に必要な情報を便宜提供する必要があるため、適宜国等からの情報の提供に努めることとしています。

第2 健康不安への配慮

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終 了
2	2	0	0

原発事故後から、放射線・放射能による健康への影響に対する不安が県内全域に拡がりました。現在も様々な相談が寄せられていますが、時間経過とともに相談件数は減少傾向にあります。

県では、県民の放射線・放射能に対する不安を払拭するとともに、正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に、「放射線・放射能に関するセミナー」を開催し、専門家による講演に加え、測定機器を使用した測定実演会を開催しました。また、「みやぎ出前講座」では、放射線・放射能についてのメニューを設定し、放射線・放射能の知識などについて説明するとともに、質疑応答を通じて放射線・放射能に関する県の取組への理解の促進に努めました。

さらに、県内の市町村からの要望に応じ、職員向けの「放射線による健康影響等に関する研修会」を開催し、リスクコミュニケーションの知識や技術の習得を図ってきました。

今後も、原発事故による県民の不安などを解消するため、放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発を図ることは必要であり、放射線・放射能に関するセミナーなどについて継続する必要があると考えています。

第3 汚染・被害の拡大防止

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
62	52	6	4

原発事故により環境中に放出された放射性物質の影響は、県内の広範囲に認められています。原発事故後、県内に降下し沈着した放射性物質により、原発事故前のレベルよりも高い空間放射線量率が観測され、放射性物質汚染対処特別措置法（「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の略称。）に基づく汚染状況重点調査地域に県内8市町が指定されました。しかし、汚染状況重点調査地域での除染作業などにより、県内に設置されたモニタリングポストでの測定結果や県内の学校、幼稚園、保育所の校庭・園庭等における空間放射線量の測定結果において、空間放射線量率が低減していることが確認されています。平成29年3月現在で、県内では除染目安となる毎時0.23マイクロシーベルトを超過している地点はありません。

県では、「第1 放射線・放射能の監視・測定」で述べたとおり、今後も監視・測定を継続し、測定値が異常を示していないか常時注視するとともに、引き続き測定結果等を適時公表していくことが大切であると考えています。

一方で、農林水産業における出荷制限・出荷自粛などに加え、風評により観光や食品製造業等の分野など県内のあらゆる産業に多大な影響を及ぼしました。

県では測定結果等を公表し、県内の状況について国内外に正確な情報を発信する一方で、草地の反転耕やほだ場等の除染実証、農地へのカリ肥料の施用等により、農産物の放射性物質吸収抑制を図るとともに、県産品・県内観光地等の安全・安心を国内外に積極的にPRするなどして、イメージアップ・信頼回復を図っているところです。

しかしながら、一度失われた本県の安全に対する信頼を取り戻すため、これらの事業・取組については、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があると考えています。

なお、きのこ生産再開の支障となっていたほだ木の除去集積（「特用林産物放射性物質対策事業（うち汚染ほだ木撤去集積事業）」）、市町村が行う農畜産物・土壌等の検査への支援（「農林水産物放射性物質対策事業」）、「放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置）」などについては、当初の目的を達したので終了としています。

また、「食品衛生法上の基準値を超過した場合の出荷自粛要請等の対策」や「農産物の放射性物質対策に関する技術情報」、「安全・安心な観光地の周知等」などの取組については、既存の事故対策事業の中で実施していることから、「通常事業として継続すべき」と評価されました。

第4 放射線量低減化対策

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
7	4	0	3

身の回りや食べ物を育む環境の放射線量を低減化するためには、放射性物質を除去する除染の実施が必要となります。県は、宮城県環境審議会への「放射能対策専門委員」の設置と専門家への「除染アドバイザー」の委嘱により、除染を推進するための体制を整備し、汚染状況重点調査地域8市町が行う除染への支援と県が管理する施設等の除染に取り組みました。

指定市町では、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染を実施し、県も、指定市町の除染が円滑に進むよう、除染講習会の開催や除染アドバイザーの派遣を行うなどの支援を行ってきたところです。指定市町における除染は、平成29年3月末までに完了する予定です。県では、指定市町で新たな除染が必要ないこと、また、その他の市町村からもマイクロホットスポットの報告がないこと、県内の空間線量率でも毎時0.23マイクロシーベルトを超過している地点がなかったことから、基本指針の目標としていた「年間被ばく線量1ミリシーベルト以下の県土づくり」が概ね達成されたものと考え、平成29年1月6日の「環境審議会放射能専門専門委員会議」に報告し、了解をいただきました。

指定市町での除染作業が完了する予定であり、市町村向け講習会などが終了となるなど「除染対策支援事業」の一部については終了としています。

なお、「除染対策支援事業」のうち、地域住民の放射性物質への不安解消のための市町村への測定機器の貸与（「除染対策支援事業（測定機器の貸与）」）については、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があると考えています。

また、今後、除染作業で生じた除去土壌などの処理の促進に向け、県として環境省に要望し、市町村等に対する支援を継続することとしています。

第5 汚染物・廃棄物の処理

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
6	4	0	2

「原発事故」により発生した放射性物質で汚染された農林業系廃棄物のうち、1kg当たり8,000ベクレル以下のものは通常の一般廃棄物として処理することとされていますが、既存の一般廃棄物処理施設の処理能力の問題や安全性に関する住民理解の困難さなどから、思うように処理が進んでいないため、未だにその多くが一時保管場所や農家で保管されています。

また、1kg当たり8,000ベクレルを超過した指定廃棄物については、国が処理することとされていますが、処理の見通しは立っていません。

さらに、1kg当たり8,000ベクレルを超過しているものの指定廃棄物とはなっていない指定廃棄物もあり、これらも一時保管場所や農家で保管されたままとなっています。

そのような中、県では、指定破棄物等の処理促進に係る市町村長会議等の場において、国、市町村と協議しながら、一体となって汚染廃棄物の処理促進に努めてきました。

県では、国、市町村など関係機関と連携し、今後も引き続き汚染廃棄物の処理促進に努めていくこととしています。

また、汚染牧草の一時保管施設管理（「給与自粛牧草等処理円滑化事業」）、上水発生土や下水汚泥焼却灰等の保管・管理・搬出など、これらの事業・取組については、その進捗や成果等を踏まえながら継続して実施する方向で検討しています。

なお、市町村が管理する公共下水道の下水汚泥処理（「公共下水汚泥適正処理指導事業」）については、放射能濃度が低減し、県による市町村への支援の必要性がなくなったことから終了としています。

第6 損害への対応

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終了
2	2	0	0

原子力損害の範囲については、「原子力損害の賠償に関する法律」により、国が設置した「原子力損害賠償紛争審査会」（以下「審査会」という。）が認定し、指針に明示することになっています。

平成24年9月14日に国及び東京電力に対して、岩手県等と合同で風評被害の早期賠償を求める要望・要請活動を実施した結果、平成25年1月30日の審査会において、本県を風評被害の賠償対象地域とする「中間指針（第三次追補）」が決定されました。

しかしながら、中間指針（第三次追補）により損害賠償請求を行うに当たっての負担は軽減したとはいえ、東京電力の損害賠償の基準は被害者にとって必ずしも納得のいくものとなっていない状況です。

このため、原発事故による被害者の損害賠償が円滑に進むよう、県では、損害賠償の基礎知識等に関する「説明会」や仙台弁護士会と連携した弁護士による「個別無料相談会」を開催してきました。また、できるだけ参加者が参加しやすくなるように、県合庁での開催のほか、要望があった市町との共催や土曜日・平日夜間開催などにも取り組んでいます。

また、原発事故被害に対応すべく「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」（以下、「みやぎ県民会議」という。）を設置し、運営してきましたが、原発事故当時と状況が変化してきていること等から、より機動的に運営するため、実務者クラスによる幹事会を設置し、迅速な情報の共有化に努めています。

県では、これらの事業・取組について、その進捗や成果等を踏まえながら継続する必要があると考えています。

第7 正しい知識の普及・啓発

【方向性と事業・取組の延べ数】

「実施計画（第2期）」 掲載事業数 計	原発事故対応として 継続すべき	通常事業として 継続すべき	終 了
11	9	1	1

放射線・放射能に関する正しい知識を普及・啓発し、県民の皆様の安心と安全を確保するとともに、風評による農林水産業や観光業の影響を払拭するために、みやぎ県民会議を通じた情報の周知、各種広報事業の実施、県産農林水産物等の風評払拭とイメージアップ、観光客の誘致を図ってきました。

県が策定した基本方針及び実施計画等については、有識者、関係団体のトップや県内市町村長等が一同に会するみやぎ県民会議を通じて意見交換や情報共有を行うとともに、県民への周知を図っています。また、各種広報事業においては、県内各地での放射線・放射能に関するセミナー・相談会の実施、インターネットによるポータルサイト「放射能情報サイトみやぎ」の運営、電話相談窓口の開設や各種団体への出前講座の実施により、県民の疑問や不安に対応できているものと考えています。なお、放射線・放射能に関するポータルサイトへの訪問者数は平成28年12月31日時点で、累計1,167,915人であり、電話相談の受付件数は、平成26年度242件、平成27年度91件、平成28年度59件（平成28年12月31日現在）となっています。

県産農林水産物等の風評払拭については、首都圏キャラバンの実施や商談会等イベントの開催、首都圏・関西圏等大消費地における消費者セミナーの実施により、県産農林水産物等のイメージアップと「食材王国みやぎ」のPRに努め、県産食品に関する情報を発信してきました。

観光客誘致についても、首都圏のJR駅等でのイベントの実施や在仙プロスポーツのアウェイ戦におけるPR等を通じて、正確な県内の観光情報及び震災からの復旧状況に係る情報等を提供して、沿岸被災地を含む本県への観光客誘致に努めています。また、旅行業界とも連携して本県への旅行商品の企画などの定着を図っています。

これら諸事業については、将来に向けても、必要性や有効性は高いものであり、今後も継続する必要があると考えています。

なお、「教職員等を対象とした研修会の開催」については、研修会の実施や副読本（文部科学省）などにより当初の目的を達成したため、第2期で終了していますが、引き続き、学校教育における放射線に関する理解を深める指導を継続していきます。

4 まとめ

以上のとおり、平成28年度をもって最終年度を迎える実施計画（第2期）事業評価を実施しましたところ、必要性については「妥当」、有効性については「成果があった」、効率的については「効率的」との評価となり、原発事故被害対策として一定の成果をあげることができました。一方で、方向性については、「原発事故対応として継続すべき」とされた事業が約83%に達しています。

また、個別取組において、主に次のような課題がみられます。

「第1 放射線・放射能の監視・測定」では、一部の農林水産物で出荷制限・出荷自粛が続いており、今後も、県内の空間放射線量率や県産農林水産物などの放射性物質濃度の測定について、測定計画を適宜見直ししながら測定及び結果の公表を継続していく必要があります。

「第2 健康不安への配慮」では、原発事故による県民の不安などを解消するため、引き続き放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に向けたセミナーの開催などに取り組む必要があります。

「第3 汚染・被害の拡大防止」では、農地へのカリ肥料施用などによる放射性物質吸収抑制など技術的な支援のほか、風評の払拭のため、県産品や県内観光地等の安全・安心を国内外に積極的にPRするなどの取組を通じて、イメージアップ・信頼回復を図っているところです。しかしながら、一度失われた本県の安全に対する信頼を取り戻すには相当の時間を要するため、その進捗や成果等を踏まえながら事業を継続する必要があります。

「第4 放射線量低減化対策」では、汚染状況重点調査地域での除染作業も進んでいますが、地域住民の放射性物質への不安解消のため、除染後の除去土壌・除染廃棄物の処理の促進や市町村への測定機器の貸与などを継続する必要があります。

「第5 汚染物・廃棄物の処理」では、原発事故により発生した汚染廃棄物については思うように処理が進んでいないため、国、市町村などの関係機関と連携しながら処理の促進が図られるようにする必要があります。

「第6 損害への対応」では、原発事故による被害者の損害賠償が円滑に進むよう、引き続き説明会などを開催し、民間事業者等の損害賠償請求支援に取り組む必要があります。

「第7 正しい知識の普及・啓発」では、現在も「放射能情報サイトみやぎ」による正確な情報発信などに取り組んでいますが、今後も様々な広報媒体を活用し、放射線・放射能に関する知識の普及・啓発を図りながら、県民の不安の解消に取り組んでいく必要があります。

原発事故後6年余が経過しましたが、上記のとおり原発事故対策としては依然として様々な課題が残っており、引き続き事故対策に全力で取り組んでいく必要があることから、今回の事業評価の結果を適切に反映させるため、実施計画（第2期）の見直しを行い、新たに実施計画（第3期）を策定することで、より効果的な対策を実施できるようにしてまいります。

資 料 編

1 事業・取組一覧

頁	実施計画における個別取組方針及び事業・取組名			担当課室	実施年度
	第1 放射線・放射能の測定				
19		1	放射線・放射能広報事業（放射線・放射能測定計画の策定）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
	1 空間放射線量のモニタリング				
20		1	環境放射能水準調査業（モニタリングポストによる常時監視）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
		2	放射線・放射能広報事業（携帯型放射線測定器等による随時測定）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
		3	放射線・放射能広報事業（航空機モニタリング）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
21		4	放射線・放射能広報事業（自動車による走行サーベイ）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
		5	放射線・放射能広報事業（学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定）	原子力安全対策課・スポーツ健康課 他	H26, 27, 28
		6	県立都市公園等空間放射線量測定事業	都市計画課	H26, 27
22		7	放射線・放射能広報事業（スキー場の放射線量率の測定）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
		8	港湾利用促進事業（港湾内空間放射線量測定事業）	港湾課	H26, 27, 28
		9	企業局所管施設空間線量測定事業	水道経営管理室	H26, 27, 28
	2 放射性物質のモニタリング				
	(1) 食べ物・飲み物				
23		1	県産農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業）	食産業振興課	H26, 27, 28
		2	県産農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業）	食産業振興課	H26
		3	残留放射性物質検査関係事業	農業振興課	H26, 27, 28
24		4	農産物放射能対策事業（農産物の放射性物質検査等）	農産園芸環境課	H26, 27, 28
		5	放射性物質影響調査事業（原乳）	畜産課	H26, 27, 28
		6	肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	H26, 27, 28
25		7	水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H26, 27, 28
		8	特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査体制強化事業）	林業振興課	H26, 27, 28
		9	放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	H26, 27, 28
26		10	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H26, 27, 28
		11	企業局における水道水の放射性物質検査	水道経営管理室	H26, 27, 28
		12	環境放射能水準調査事業（上水（蛇口水））	原子力安全対策課	H26, 27, 28
27		13	母乳の検査結果等に関する情報提供	子育て支援課	H26, 27, 28
		14	野生鳥獣放射能対策事業	自然保護課	H26, 27, 28
		15	放射線・放射能広報事業（放射能県民安心事業）	原子力安全対策課	H26, 27, 28
28		16	消費生活センター機能充実事業（うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金）	消費生活・文化課	H26, 27, 28
	(2) 子どもの給食				
29		1	学校給食安全・安心対策事業	スポーツ健康課	H26, 27, 28
		2	児童福祉施設等給食安全・安心対策事業	子育て支援課	H26, 27, 28
	(3) 食べ物を育む環境				
30		1	農産物放射能対策事業（水田土壌等の放射性物質検査等）	農産園芸環境課	H26, 27, 28
		2	放射性物質影響調査事業（粗飼料、草地土壌等）	畜産課	H26, 27, 28
		3	特用林産物放射性物質対策事業（うち広葉樹原木モニタリング調査事業）	林業振興課	H26
31		4	特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査体制強化事業）	林業振興課	H26, 27, 28
	(4) 産業活動				
32		1	工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	H26, 27, 28
		2	港湾利用促進事業（港湾内海水放射能測定事業）	港湾課	H26, 27, 28
		3	港湾利用促進事業（港湾内放射能測定事業）	港湾課	H26, 27, 28
33		4	工業用水の放射性物質検査	水道経営管理室	H26, 27, 28
		5	市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H26
		6	企業局における浄水発生土の放射性物質検査	水道経営管理室	H26, 27, 28
34		7	流域下水汚泥等放射能測定事業	下水道課	H26, 27, 28

				(5) その他			
35			1	学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査	スポーツ健康課	H26, 27, 28	
			2	公共用水域等（河川・湖沼・海域等）及び地下水の放射性物質モニタリング	環境対策課	H26, 27, 28	
			3	海水浴場の放射性物質モニタリング	環境対策課	H26, 27, 28	
36			4	放射線・放射能広報事業（放射性物質の分布状況調査）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			5	環境放射能水準調査事業（降下物）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
37			6	環境放射能水準調査事業（大気浮遊じんの測定）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			7	放射線・放射能広報事業（スキー場の雪の放射性物質濃度の測定）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
第2 健康不安への配慮							
38			1	放射線健康対策事業	健康推進課・ 疾病・感染対策室	H26, 27, 28	
39			2	放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、 出前講座の拡充、広報媒体の活用）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
第3 汚染・被害の拡大防止							
A 放射性物質汚染の拡大防止							
1 空間線量の低減化							
40			1	除染対策支援事業（除染支援チームの派遣 など）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			2	放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置）	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止							
41		再	1	食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策	環境生活部・農林水産部・ 関係各課	H26, 27, 28	
		再	2	県産農林水産物放射性物質対策事業	食産業振興課	H26, 27, 28	
42		再	3	農産物放射能対策事業（農産物、水田土壌等の放射性物質検査等）	農産園芸環境課	H26, 27, 28	
		再	4	放射性物質影響調査事業（原乳、粗飼料、草地土壌等）	畜産課	H26, 27, 28	
43		再	5	肉用牛出荷円滑化推進事業	畜産課	H26, 27, 28	
		再	6	水産物安全確保対策事業	水産業振興課	H26, 27, 28	
44		再	7	特用林産物放射性物質対策事業 （うち放射性物質検査体制強化事業）	林業振興課	H26, 27, 28	
		再	8	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査	食と暮らしの安全推進課	H26, 27, 28	
45		再	9	企業局における水道水の放射性物質検査	水道経営管理室	H26, 27, 28	
		再	10	放射性物質検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	H26, 27, 28	
		再	11	消費生活センター機能充実事業 （うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金）	消費生活・文化課	H26, 27, 28	
B 経済的被害の拡大防止							
1 金融・経営支援							
46			1	中小企業経営安定資金等貸付金	商工金融課	H26, 27, 28	
			2	被災中小企業者対策資金利子補給事業	商工金融課	H26, 27, 28	
47			3	商談会開催支援事業	商工金融課	H26, 27, 28	
			4	被災中小企業海外ビジネス支援事業	海外ビジネス支援室	H26, 27, 28	
48			5	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業	農林水産経営支援課	H26, 27, 28	
			6	農林業震災復旧支援利子負担軽減事業	農林水産経営支援課	H26, 27	
49			7	県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H26, 27, 28	
			8	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 （旧みやぎ県産品魅力発信事業（旧宮城県産品風評対策強化事業））	食産業振興課	H26, 27, 28	
50			9	食産業ステージアッププロジェクト （うち復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業） （旧：食産業「再生期」スタートダッシュプロジェクト）	食産業振興課	H26, 27, 28	
			10	食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業 （うちみやぎの「食」ブランド再生支援事業）	食産業振興課	H26, 27, 28	
51			11	農産物の放射性物質吸収抑制対策	農産園芸環境課	H26, 27, 28	
			12	草地土壌放射性物質低減対策事業	畜産課	H26, 27, 28	
52			13	みやぎの肉用牛イメージアップ事業	畜産課	H26, 27, 28	
			14	特用林産物放射性物質対策事業（うちきのこ生産再開促進事業）	林業振興課	H26, 27, 28	
53			15	特用林産物放射性物質対策事業（うち汚染ほだ木撤去集積事業）	林業振興課	H26	
			16	水産都市活力強化対策支援事業	水産業振興課	H26, 27, 28	

				2 技術支援			
51		再	1	県産農林水産物放射性物質対策事業	食産業振興課	H26, 27, 28	
		再	2	県産農林水産物放射性物質対策事業 (うち放射性物質影響検証事業)	食産業振興課	H26	
			3	農産物放射能対策事業(放射性物質吸収要因解析調査)	農産園芸環境課	H26, 27, 28	
52		再	4	農産物の放射性物質吸収抑制対策	農産園芸環境課	H26, 27, 28	
		再	5	放射性物質影響調査事業(原乳, 粗飼料, 草地土壌等)	畜産課	H26, 27, 28	
53		再	6	草地土壌放射性物質低減対策事業	畜産課	H26, 27, 28	
		再	7	特用林産物放射性物質対策事業(うちきのこ生産再開促進事業)	林業振興課	H26, 27, 28	
54		再	8	特用林産物放射性物質対策事業(うち汚染ほだ木撤去集積事業)	林業振興課	H26	
			9	特用林産物放射性物質対策事業(うち特用林産物流通促進事業)	林業振興課	H26, 27, 28	
			10	特用林産物産地再生支援事業(うち特用林産物産地環境整備事業)	林業振興課	H26, 27, 28	
55			11	森林除染実証事業	林業振興課	H26, 27, 28	
			12	ほだ木等原木林再生実証事業	林業振興課	H26, 27, 28	
			13	農産物の放射性物質対策に関する技術情報	農業振興課・農産園芸環境課・畜産課	H26, 27, 28	
56			14	水産物安全確保対策事業(魚市場における検査員のスキルアップ)	水産業振興課	H26, 27, 28	
			15	放射線・放射能広報事業(放射能県民安心事業)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
		再	16	工業製品放射線関連風評被害対策事業	新産業振興課	H26, 27, 28	
			17	畜産試験場家畜管理	畜産課	H26, 27, 28	
				3 情報発信等			
57		再	1	県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H26, 27, 28	
		再	2	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧:みやぎ県産品魅力発信事業(旧:宮城県産品風評対策強化事業))	食産業振興課	H26, 27, 28	
58		再	3	特用林産物放射性物質対策事業(うち特用林産物流通促進事業)	林業振興課	H26, 27, 28	
		再	4	水産都市活力強化対策支援事業	水産業振興課	H26, 27, 28	
59			5	観光復興緊急対策事業	観光課	H26, 27, 28	
			6	みやぎ観光復興イメージアップ事業	観光課	H26, 27, 28	
			7	みやぎ復興ツーリズム推進事業	観光課	H26, 27, 28	
60			8	風評被害等観光客実態調査事業	観光課	H26, 27, 28	
		再	9	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業	観光課	H26, 27, 28	
61			10	放射線・放射能広報事業(放射線等に関するセミナー・相談会の開催, 出前講座の拡充, 広報媒体の活用)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			11	農林水産物の安全宣言等	食産業振興課	H26	
			12	安全・安心な観光地の周知等	観光課	H26, 27, 28	
62			13	日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金(風評被害対策事業)	海外ビジネス支援室	H26, 27, 28	
			14	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ	食産業振興課	H26, 27, 28	
			15	みやぎの農産物直売所等魅力発信支援事業 (旧:農産物直売・農産加工ビジネス支援事業)	農産園芸環境課	H26, 27, 28	
		再	16	みやぎの肉用牛イメージアップ事業	畜産課	H26, 27, 28	
				第4 放射線量低減対策			
63				1 推進体制の整備			
			1	放射線・放射能広報事業(環境審議会放射能対策専門委員の設置)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			2	除染対策支援事業(除染アドバイザーの設置)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
64				2 市町村が行う除染への支援			
			1	除染対策支援事業(除染支援チームの派遣)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			2	除染対策支援事業(除染対策連絡調整会議の設置)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
65			3	除染対策支援事業 (市町村職員向け講習会の開催・職員, 除染アドバイザーの派遣)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
			4	除染対策支援事業(測定機器の貸与等)	原子力安全対策課	H26, 27, 28	
66				3 県有施設等の除染			
			1	除染対策支援事業(県有施設等の除染事業)	道路課	H26, 27, 28	

第5 汚染物・廃棄物の処理						
67			1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業 (廃棄物処理施設等監視指導費)	循環型社会推進課	H26, 27, 28
			2	給与自粛牧草等処理円滑化事業	畜産課	H26, 27, 28
		再	3	特用林産物放射性物質対策事業(うち汚染ほだ木撤去集積事業)	林業振興課	H26
68			4	企業局における浄水発生土管理等事業	水道経営管理室	H26, 27, 28
			5	下水汚泥焼却灰等保管・管理業務	下水道課	H26, 27, 28
			6	公共下水汚泥適正処理指導事業	下水道課	H26, 27, 28
第6 損害への対応						
69			1	みやぎ県民会議運営事業	原子力安全対策課	H26, 27, 28
			2	民間事業者等に対する損害賠償請求支援	原子力安全対策課・ 関係各課	H26, 27, 28
第7 正しい知識の普及・啓発						
70		再	1	放射線・放射能広報事業(放射線等に関するセミナー・相談会の開催, 出前講座の拡充, 広報媒体の活用)	原子力安全対策課	H26, 27, 28
		再	2	みやぎ県民会議運営事業	原子力安全対策課	H26, 27, 28
71		再	3	民間事業者等に対する損害賠償請求支援	原子力安全対策課・ 関係各課	H26, 27, 28
		再	4	観光復興緊急対策事業	観光課	H26, 27, 28
72		再	5	みやぎ観光復興イメージアップ事業	観光課	H26, 27, 28
		再	6	みやぎ復興ツーリズム推進事業	観光課	H26, 27, 28
		再	7	県産農林水産物等イメージアップ推進事業	食産業振興課	H26, 27, 28
73		再	8	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧:みやぎ県産品魅力発信事業(旧:宮城県産品風評対策強化事業))	食産業振興課	H26, 27, 28
		再	9	みやぎの肉用牛イメージアップ事業	畜産課	H26, 27, 28
74			10	子どもたちに対する放射線に関する指導	義務教育課・ 高校教育課	H26, 27, 28
			11	教職員等を対象とした研修会の開催	スポーツ健康課	H26, 27, 28

2 事業評価一覧

第1 放射線・放射能の監視測定

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業 (放射線・放射能測定計画の策定) 第1-No.1	■事故由来の放射線・放射能に係る測定を計画的かつ体系的に実施する。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成 26, 27, 28 年度	○「宮城県放射線・放射能測定計画」について、放射性物質の問題を取り巻く状況を踏まえて必要に応じて改訂した。 ■「宮城県放射線・放射能測定計画」 ○平成 27 年 4 月：改訂 ○平成 28 年 4 月：改訂 ○平成 29 年 4 月：改訂（見込み） (年1回程度改訂の見込み)	○事故後に策定した「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を改訂・公表することで、事故後環境中に放出された放射性物質への県民不安の払拭につながった。 ○平成 24 年 3 月に策定された「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」と併せて、「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を、随時内容を更新し、最新の内容を公表することで、県民の安心を求める声に応えている。			
	事業主体			事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室					
	原子力安全対策課					
	第3期へ向けての課題					
	○事故後 6 年が経過し、事故直後の緊急的測定から、経時変化を確認していくモニタリング測定に移行しつつある。県民の放射線・放射能に関する不安は根強いことから、県民のニーズ、国の総合モニタリング計画や、これまでの測定結果を勘案しながら、情勢に応じた計画となるように定期的に見直していく必要がある。					

1 空間放射線量のモニタリング

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績	事業効果			
1	環境放射能水準調査業 (モニタリングポストによる常時監視) 第1-1-No1	■モニタリングポストにより空間放射線線量率を24時間連続測定し、常時監視を行い、県内全域の空間放射線量の推移変化を把握する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	■モニタリングポスト設置箇所数：40箇所	○設置前は、サーバイメータによる毎日定時の測定結果を定点測定として公表していたが、モニタリングポスト設置による連続測定及び結果のリアルタイムでのWebサイトでの公表体制が整備され、県民が最新の情報にいつでもアクセスできるようになった。 ○また、連続測定により、放射性物質の影響を常時監視できるようになり、緊急の際の有用な情報源となっている。 ○県内全域40箇所の連続測定により、空間放射線量率の有意な上昇がないことが継続的に確認されており、このことにより県民不安の解消に寄与している。			
	事業主体	国, 県				
	担当課・室	原子力安全対策課				
	第3期へ向けての課題					
○今後も、県内の空間放射線量を測定し、結果を公表していく必要がある。						
事業・取組の方向性 事故対策事業として継続						
2	放射線・放射能広報事業 (携帯型放射線測定器等による随時測定) 第1-1-No2	■県内全市区町村に携帯型放射線測定器を貸与し、市町村において地域の実情に応じたきめ細かい測定を実施する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	○携帯型放射線測定器等による随時測定 ■市町村への携帯型放射線測定器の配備台数：34台(市町村数28)	○平成23年5月に県南地域13市町へ、同年6月に残りの県内市町村へ携帯型放射線測定器を配備し、定点測定を進めてきた。 ○平成26年度以降も市町村の判断による地域のきめ細かい測定を実施する体制が整備され、県民の測定に対する要望に応えることができた。			
	事業主体	県, 市町村				
	担当課・室	原子力安全対策課				
	第3期へ向けての課題					
○校正費用の確保が課題となっている市町村もある。						
事業・取組の方向性 事故対策事業として継続						
3	放射線・放射能広報事業 (航空機モニタリング) 第1-1-No3	■文部科学省が実施する航空機モニタリングについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	■実施時期 ○平成26年度：1回 平成26年9月1日～11月7日 ○平成27年度：1回 平成27年9月12日～11月4日 ○平成28年度：1回実施予定	○第1回目については、当時の文部科学省に要請し、他県と比較して早期に実施できた。本測定は県全域を面的に測定可能なもので、事故直後の当県への放射性物質の影響が明らかになり、各種対策や、県民への情報提供において大きな役割を果たした。 ○その後のモニタリングより、県内の空間放射線量率の経時的な低減を確認した。			
	事業主体	国				
	担当課・室	原子力安全対策課				
	第3期へ向けての課題					
○平成23年度(第1回目)と比較して、経時的な放射線量の低減が確認されており、今後についても、同様の手法で測定し経時変化を確認していくことは重要であると思われる。また、通常人が入ることが比較的少ない山間地や河川についても測定できるのは本測定の特徴であり、そういった意味でも維持が妥当と思われる。						
事業・取組の方向性 事故対策事業として継続						

【事業評価一覧】【第1-1】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	4	放射線・放射能広報事業 (自動車による走行サーベイ) 第1-1-No4	■文部科学省が市町村に機器を貸し出して実施する走行サーベイについて、必要な協力を実施するとともに、その結果を把握する。		妥当	成果があった	効率的		
実施年度		事業実績	事業効果						
平成26, 27, 28年度		■実施時期 ○平成26年度：計2回 6月23日～8月8日 11月4日～12月5日 ○平成27年度：計2回 6月29日～8月4日 11月2日～12月8日 ○平成28年度：計2回 6月27日～8月5日 10月 日～11月 日	○事故後から、主要幹線道路及び一般道路を測定しており、航空機モニタリングと同様、比較的面的な結果が得られることから、県民への広報以外にも、各種対策に活用されている。特に地域生活道路は、住民の生活に密着しており、有効に活用されている。 ○80km 圏内の測定結果によれば、平成23年度から平成24年度同時期の1年間の間に、50%の線量低下が確認され、県民の不安払拭の一助となった。 ○航空機モニタリングと同様、県内の空間放射線量率が経時的に低減していることが確認された。						
事業主体									
国									
担当課・室		事業・取組の方向性							
原子力安全対策課		事故対策事業として継続							
第3期へ向けての課題									
○国の予算措置が継続されるよう、県としても働きかけが必要である。 ○市町村の測定協力によって実施されるものであるため、今後も市町村に対して積極的に働きかける必要がある。									
5	放射線・放射能広報事業 (学校、幼稚園、保育所等の校庭、園庭等の放射線量測定) 第1-1-No5	■市町村の協力を得て学校や幼稚園、保育所等の校庭、園庭等における空間放射線線量率の測定を行い、幼児及び児童・生徒の安全性を確認する。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■校庭、園庭の測定施設数 ○平成26年度：1,532施設 ○平成27年度：1,497施設 ○平成28年度：1,428施設	○最大値は、平成23年度の0.76μSv/平成から、28年度には0.12μSv/平成に低減した。 ○平均値は、平成23年度の0.13μSv/平成から、24年度には0.05μSv/平成に低減した。 ○0.23μSv/平成を超えた学校は、平成23年度は164校あったが、平成25年度以降はない。						
	事業主体								
	県、市町村								
	担当課・室	事業・取組の方向性							
	原子力安全対策課 スポーツ健康課 ほか	事故対策事業として継続							
第3期へ向けての課題									
○平成25年度以降基準値を超過する箇所がないが、子どもの生活環境の安全性を確認し、公表し続けることが重要であるため、年1回の取りまとめを継続する。 ○市町村の協力によって測定されており、今後も市町村に対し積極的に働きかける必要がある。									
6	県立都市公園等空間放射線量測定事業 第1-1-No5	■県立4都市公園について定期的に測定を行い、公園内の空間放射線線量率と経時変化を把握する。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 平成27	■測定数 ○平成26年度：3公園 ○平成27年度：4公園 ※平成27年度で終了	○公園の空間放射線量を毎月定点観測し、平成Pで公表したことにより、安心して公園を利用することが出来た。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	事業・取組の方向性							
	都市計画課	終了							
現状・背景・課題など									
○県立4都市公園の空間線量は、基準値(0.23μSv/平成)内ではあるが、平成23年度に高い数値を観測した箇所があったものの、その後の観測においては、低い数値で安定していることから取り組みを終了するもの。									

【事業評価一覧】【第1-1】

7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業 (スキー場の放射線量率の測定) 第1-1-No7	■スキー場が所在する各市町の協力を得てスキー場における空間放射線線量率の測定を行い、スキー客の不安を払拭する。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■測定箇所数 ○平成26年度: 9地点 0.02~0.04μSv/平成 ○平成27年度: 9地点 0.03~0.05μSv/平成 ○平成28年度: 7地点 0.03~0.06μSv/平成	○スキー場の空間放射線線量率は低い値であり、安全性に問題ないことが確認された。 ○各スキー場は主要なレジャー施設であり、県内外に安全情報を提供できた。			
	事業主体	現状・背景・課題など		終了		
	県, 市町村					
	担当課・室	○スキー場については、平成23年の測定開始以来、一度も毎時0.23マイクロシーベルトを超えたことがないため終了とする。				
	原子力安全対策課					
8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	港湾利用促進事業(港湾内空間放射線量測定事業) 第1-1-No8	■県内の港湾(仙台塩釜港仙台区・塩釜港区・石巻港区)の安全性について、国内外の港湾事業者等に対し周知するため、放射線量率の測定を行なう。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■測定箇所 仙台塩釜港仙台区, 塩釜港区, 石巻港区 ■測定頻度 週に2回 ■件数(実施箇所合計の件数) ○平成26年度:295件 ○平成27年度:299件 ○平成28年度:303件(見込み)	○ホームページによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できている。 ○また、事業実施以降、当該港湾の空間放射線量は基準値を超えたことがないため、港湾の安全性を対外的に示すことができている。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	○東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本県水産物の主要輸出先である韓国、中国、ロシア等において未だ輸入禁止措置が取られている。 ○放射性物資の半減期の関係から、輸出コンテナの放射能測定の長期化や風評被害対策の長期化が避けられないことが見込まれるため、港湾関係者から今後を見据えた放射能測定体制の一層の強化を求められている。 ○水産物の輸入禁止措置の解除を見据えた対策を講じるとともに、仙台塩釜港の今後の安定的な発展、風評被害の払拭、港湾労働者の健康被害の防止を図る必要がある。				
	港湾課					
9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	企業局所管施設空間線量測定事業 第1-1-No9	■浄水場内で稼働している脱塩機施設が、現場作業員や周辺環境へ与える影響を調査するため、浄水場における空間放射線量率の測定を行う。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■3浄水場分 ○平成26年度:延べ156回測定 ○平成27年度:延べ156回測定 ○平成28年度:延べ76回測定(見込み)	○3浄水場内で、毎週1回、5~7カ所での放射線を測定し、作業員の安全及び周辺住民への安心を提供することができた。 ○8,000Bq/kg以上の浄水発生土を保管していない麓山浄水場及び中峰浄水場については、平成28年度以降は測定回数を毎月1回とすることにした。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	○各浄水場内の放射線量は安定しているものの、南部山浄水場では指定廃棄物を保管しているため作業員及び周辺住民への安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。				
	水道経営管理室					

2 放射性物質のモニタリング
(1) 食べ物・飲み物

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	1	県産農林水産物放射性物質対策事業（うち県産農林水産物放射性物質検査事業） 第1-2-(1)-No1	■原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則り放射性物質検査を実施する。				妥当	成果があった	効率的	
実施年度		事業実績	事業効果							
平成26, 27, 28年度		■県産農林水産物放射性物質検査数 ○平成26年度：5,464点 ○平成27年度：5,066件 ○平成28年度：5,000件（見込み）	○適切な検査の実施により基準値を超過する農林水産物の流通防止を行ったほか、検査結果を迅速に公表することで、消費者の不安解消を図ることができた。							
事業主体										
県										
担当課・室		第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性					
食産業振興課					事故対策事業として継続					
○現在の検査体制で県産農林水産物の安全性は確保されていると判断されるが、県産品に対する風評被害が解消されていないことから、引き続き同等の検査を実施していくこととする。										
2	県産農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業） 第1-2-(1)-No2	■農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行う。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成26	■調査数 ○平成26年度：6市町（終了）	○市町村が実施する放射性物質測定調査体制づくりを支援することができた。							
	事業主体									
	県									
	担当課・室	現状・背景・課題など					事業・取組の方向性			
	食産業振興課						終了			
○市町村の影響検証経費への補助（国庫）廃止のため。										
3	残留放射性物質検査関係事業 第1-2-(1)-No3	■安全安心な農産物の生産を確保するため、放射性物質の測定を円滑化する。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成26, 27, 28年度	○県内7機関において農産物等に残留する放射性物質の検査が円滑に進められた。 ○検査に使用する放射性物質簡易検査機器の年次校正作業を実施した（3機関3台）。	○農産物の残留放射性物質の測定が実施され、県産農産物の安全性が確認された。							
	事業主体									
	県									
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	農業振興課						事故対策事業として継続			
第3期へ向けての課題 (課題などを記入ください。)										

【事業評価一覧】【第1-2(1)】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	実施年度	事業実績	事業効果				
4	農産物放射能対策事業 (農産物の放射性物質検査等) 第1-2-(1)-No4	■農産物の安全性を確認するため、主要農産物における放射性物質濃度の測定を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	○「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を基本として、農産物の放射性物質検査の実施(精密検査)。検査結果は迅速に公表した。				
	事業主体	県	○農産物の放射性物質検査の実施 ○放射性物質の基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。				
	担当課・室	農産園芸環境課	■検査数 ○平成 26 年度: 米 458 点 麦類 43 点 そば 106 点 大豆 251 点 野菜類, 果樹類 1, 986 点 ○平成 27 年度: 米 274 点 麦類 43 点 そば 87 点 大豆 188 点 野菜類, 果樹類 1, 501 点 ○平成 28 年度: 米 191 点 麦類 29 点 そば 68 点 大豆 176 点 野菜類, 果樹類 1, 111 点				
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性
	○状況に応じて検査内容を検討しながら対応していく。						事故対策事業として継続
5	放射性物質影響調査事業 (原乳) 第1-2-(1)-No5	■原乳に対する消費者の安全・安心を確保するため、原乳における放射性物質濃度の測定を行う。		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	○本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。				
	事業主体	県	■調査品目: 原乳 ■調査内容: 県内5集乳施設から検体を採材し、放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。				
	担当課・室	畜産課	■検査点数 ○平成 26 年度: 250 ○平成 27 年度: 125 ○平成 28 年度: 95(平成 28. 12. 31 現在) ※ 超過事例 なし				
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性
	○国の検査計画の見直しに呼応し、状況に応じた検査件数・内容を検討し、対応していく。						事故対策事業として継続
6	肉用牛出荷円滑化推進事業 第1-2-(1)-No6	■安全・安心な県産牛肉の流通、消費を確保するため、県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	○消費者の放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産牛肉の流通・消費を確保している。				
	事業主体	県	■検査頭数(牛肉) ○平成 26 年度: 29, 777 頭 ○平成 27 年度: 27, 049 頭 ○平成 28 年度: 19, 519 頭 (平成 28. 12. 31 現在) ※ 基準値超過事例 なし				
	担当課・室	畜産課	■出荷前等生体検査(牛) ○平成 26 年度: 5, 426 頭 ○平成 27 年度: 4, 730 頭 ○平成 28 年度: 3, 190 等 (第3四半期まで)				
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性
	○出荷制限の全面解除の見通しが立っておらず、検査終了時期が未定。						事故対策事業として継続

【事業評価一覧】【第1-2(1)】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性	
	7	水産物安全確保対策事業 第1-2-(1)-No7	■放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより、宮城県産水産物の安全流通に資する。	妥当	成果があった	効率的
実施年度		事業実績	事業効果			
平成 26, 27, 28 年度		■検査数 ○平成 26 年度 精密検査： 709 検体（県測定分） 簡易測定： 15, 802 検体 ○平成 27 年度 精密検査： 681 検体（県測定分） 簡易測定： 14, 589 検体 ○平成 28 年度（12 月末時点） 精密検査： 587 検体（県測定分） 簡易測定： 14, 005 検体	○県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに、主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。			
事業主体						
県, その他						
担当課・室						
水産業振興課						
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○未だ風評被害が認められることから、検査体制についてさらにアピールするとともに、継続して多種多様な魚種の検査を行っていく。			事故対策事業として継続			
8	特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査体制強化事業） 第1-2-(1)-No8	○きのこ・山菜類等特用林産物の安全・安心を確保するため、出荷前の段階で放射性物質検査を行う。	妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	事業実績				事業効果
	平成 26, 27, 28 年度	■検査数 ○平成 26 年度 簡易検査： 193 検体 精密検査： 896 検体 ○平成 27 年度 簡易検査： 186 検体 精密検査： 1, 255 検体 ○平成 28 年度 簡易検査： 288 検体 精密検査： 1, 376 検体 (28. 12. 31 現在)				○原発事故後、21 市町村における出荷制限（原木しいたけ（露地）他 7 品目）及び出荷自粛（わらび他 4 品目）により、特用林産物の安全・安心を確保した。
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○放射性物質による出荷制限・自粛が続き、県民や生産者が受けている被害に対して支援していくには、現在行っている検査は必須である。			事故対策事業として継続			
9	放射性物質検査対策事業 第1-2-(1)-No9	○放射性物質検査機器を整備し、県産牛の出荷前検査を継続的に行うことで、食の安全・安心を確保する。 ○さらに、平成 24 年度からは、流通段階における食品の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表するとともに、基準に違反した食品が確認された場合は、速やかに回収等の措置を講ずる。	妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	事業実績				事業効果
	平成 26, 27, 28 年度	○県産牛全頭及び県内流通加工品（一般食品、飲料水、牛乳、乳児用食品、豚肉等）の検査を実施した。 ○なお、これまでの検査で基準値を上回るものは検出されていない。 ■検査数 ○平成 26 年度 検査実績：計 1, 766 件 牛肉 1, 362 件, 流通加工品 404 件 ○平成 27 年度 検査実績：計 1, 561 件 牛肉 1, 160 件, 流通加工品 401 件 ○平成 28 年度 検査計画：計 1, 538 件 牛肉 1, 130 件, 流通加工品 408 件				○検査の実施により県内に流通する食品について安全性が確認され、さらに、測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速に提供することにより、食の安全・安心を確保し、県民の不安の解消につなげることができた。 ○これまで県内流通加工品の検査において基準値を超過した実績がないことから、出荷前の生産段階でのモニタリング検査が有効に機能していることが確認された。
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	食と暮らしの安全推進課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○県民の食の安全安心を確保するためには、検査を継続し、安全性を確認する必要があることから、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においては、維持する方向である。			事故対策事業として継続			

【事業評価一覧】【第1-2(1)】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性				
	10	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査 第1-2-(1)-No10	○水道事業体からの依頼に応じて、水道水の安全・安心を確保する。	妥当	成果があった	-			
実施年度		平成 26, 27, 28 年度							
事業主体		○各水道事業体は登録検査機関において、検査を実施していたため、県への依頼はなかった。 ■各水道事業体実施 ○平成 26 年度：2,089 検体 ○平成 27 年度：1,545 検体 ○平成 28 年度：740 検体 (平成 29 年 12 月末現在)							
担当課・室		県, 市町村							
		食と暮らしの安全推進課							
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性						
○管理目標値を超えた場合、水道水の安全性を確保する上で、クロスチェックを行うなど、各水道事業体や登録検査機関の補完的な役割が必要となることから、今後も継続して事業を行う。また測定結果の公表についても、継続してホームページ上で公開し、県民に広く水道水の安全性についてアピールを行っていく。			事故対策事業として継続						
11	企業局における水道水の放射性物質検査 第1-2-(1)-No11	■安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う。	妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度							
	事業主体	■3 浄水場分 ○平成 26 年度：延べ 156 検体測定 ○平成 27 年度：延べ 153 検体測定 ○平成 28 年度：延べ 36 検体測定（見込み）							
	担当課・室	県							
		水道経営管理室							
	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	○県民の安全を確保し、安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。					事故対策事業として継続			
12	環境放射能水準調査事業（上水(蛇口水)） 第1-2-(1)-No12	■水道水に含まれる放射性物質を確認するため、測定を行う。	妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度							
	事業主体	■国の総合モニタリング計画に基づき測定が行われた。 ○平成 26～27 年度： 3ヶ月連続採取し測定（年4回） ○平成 28 年度： 1日分を採取し測定（年1回）							
	担当課・室	国							
		原子力安全対策課							
	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	○環境放射能水準調査事業（国の委託事業）として実施しており、当面継続する。					事故対策事業として継続			

【事業評価一覧】【第1-2(1)】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	13	母乳の検査結果等に関する情報提供 第1-2-(1)-No13	■放射線が母乳に与える影響等について、国が実施した調査の結果や国の見解等に関する情報提供を行う。		妥当	—	—			
実施年度		事業実績	事業効果							
平成26, 27, 28年度		○事業実施なし (新たに提供を要する情報等がなかったため)	○実施がなかったため効果検証不可。							
事業主体										
国, 県										
担当課・室		現状・背景・課題など						事業・取組の方向性		
子育て支援課								通常事業として継続		
○県民, とりわけ妊産婦の安全・安心の確保に必要な情報を適宜提供・共有する必要があるため, 国等からの情報に留意し, 適宜効果的な情報提供に努める。										
14	野生鳥獣放射能対策事業 第1-2-(1)-No14	■平成23年8月に県内のイノシシ肉から国の暫定規制値を超過する放射性物質が検出されたため, 県内各地で食用に供されるイノシシ等野生鳥獣の肉の放射能検査の実施と結果について周知・公表を継続して行う。		妥当	成果があった	概ね効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成26, 27, 28年度	■検査数 ○平成26年度: 131件 ○平成27年度: 138件 ○平成28年度: 158件	○イノシシ, ツキノワグマ, ニホンジカ, キジ, 及びカルガモの肉について, 放射性物質モニタリング調査を実施し, 調査結果を県ホームページ及びマスコミ等を通じて県民へ情報提供することで, 食の安全が図られた。 ○また, 県内全域を対象にイノシシ及びツキノワグマの肉については, 国から出荷制限指示(平成24年6月25日)が出されており, 継続的なモニタリング調査により, 早期出荷制限解除に向けてデータの蓄積が図られた。							
	事業主体									
	県									
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	自然保護課						事故対策事業として継続			
○野生鳥獣肉の安全性が確認できるまで, 検査継続によるモニタリングが必要であるため, 当該事業は, 「実施計画(第3期)」計画期間においても継続する方向である。										
15	放射線・放射能広報事業 (放射能県民安心事業) 第1-2-(1)-No15	■県民が持ち込んだ家庭菜園の農産物等の安全性を確認できるようにする。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成26, 27, 28年度	■持ち込み測定件数 ○平成26年度: 5,189件 ○平成27年度: 3,151件 ○平成28年度: 1,993件 (平成28年12月末現在) ■県による配備台数: 34台	○事故により放出された放射性物質による, 飲食物への影響については, 事故直後から県による検査体制により, 国の基準値を下回るものが流通しているが, 一方, 自家栽培の野菜や山などの自然から採取した食品は検査対象外となり, 事故後検査体制の整備が求められていた。本事業により, 平成24年10月までに全ての市町村で住民持ち込みによる放射性物質の測定事業が開始され, 流通外の食品に対する県民不安の解消につながっている。							
	事業主体									
	県, 市町村									
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	原子力安全対策課						事故対策事業として継続			
○依然として自然から採取した山菜類やきのこ類に基準値を超過するものがあることから, 事業を実施する市町村を引き続き支援する必要がある。										

【事業評価一覧】【第1-2(1)】

16	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
		消費生活センター機能充実事業（うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金） 第1-2-(1)-No16	○市町村が実施する放射性物質測定検査に係る経費に対し、国の交付金を活用して支援を行い、住民が消費する食品等に対する放射性物質測定を行う。		妥当	成果があった
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■市町村消費者行政推進・活性化事業補助金（一般会計・特別会計） ○平成 26 年度： 26 市町村 38, 273 千円 ○平成 27 年度： 25 市町村 27, 203 千円 ○平成 28 年度： 26 市町村 45, 117 千円（見込み） ■主な市町村事業の内容 ○放射性物質の検査機器の整備 ○検査の委託 ○検査を行う専門家の活用 ○専門図書、資料等の購入 	○市町村に対して、放射性物質検査機器等の整備、検査機器等のメンテナンス及び消耗品等購入経費を補助したことにより、市町村が実施する食の安全安心に関する事業（学校給食食材や市民持込み食材の放射性物質測定検査等）を支援することができ、食の安全性への不安解消に努めることができた。			
	事業主体					
	県, 市町村					
	担当課・室					
	消費生活・文化課					
	第3期へ向けての課題					
	○今後も、消費者の食の安全性への不安解消、地域全体の消費者問題への対応力向上につながる消費者行政推進・活性化に向けた市町村の取組は必要であり、当該事業を維持するため国に対し交付金継続等の要望を行っている。					

(2) 子どもの給食

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	1	学校給食安全・安心対策事業 第1-2-(2)-No2	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食一食全体の事後検査と給食食材の事前サンプル検査を実施し、児童生徒及び保護者等の学校給食に対する安心を確保する。 		概ね妥当	成果があった	概ね効率的
実施年度		平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食一食全体の事後検査数 (モニタリング検査) ○平成 26 年度：11 市町及び 2 県立学校 250 検体 ○平成 27 年度：11 市町及び 3 県立学校 255 検体 ○平成 28 年度：中止 ■学校給食用食材の事前検査数 (サンプル測定) ○平成 26 年度：937 検体 ○平成 27 年度：906 検体 ○平成 28 年度：約 900 検体 (見込み) ■測定機器の校正・修繕 ○学校給食食材のサンプル測定に使用する NaI シンチレーションスペクトロメータ 8 台について、必要な校正等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校給食一食全体の事後検査 ○検査した検体すべてで、検出下限値未満であった。 ■学校給食用食材の事前検査 ○検査した検体すべてで、精密検査の実施目安 (50Bq/kg) 以内であった。 			
事業主体		県, 市町村, その他					
担当課・室		スポーツ健康課					
第 3 期へ向けての課題				事業・取組の方向性			
<p>○県による放射能測定は、農林水産物に加え流通品も対象として生産段階、流通段階での測定が行われており、市場には安全な食品が出回っていると考えている。</p> <p>○その上で、より一層の安全確認のため、平成 23 年度から学校給食用食材の事前検査 (サンプル測定) と学校給食一食全体の事後検査 (モニタリング検査) の 2 種類の検査を実施してきたが、これまで基準値を超えたことが一度もないこと等を踏まえ、平成 28 年度からは事前検査 (サンプル測定) に集約して実施した。</p> <p>○今後も学校給食放射能検査 (サンプル測定) を継続して実施し、児童生徒等の安全・安心に努めていきたい。</p> <p>○「実施計画 (第 3 期)」においては、「第 2 健康不安などに対する正しい知識の普及・啓発」の項に、「実施計画 (第 2 期)」の教育庁各課事業を「学校教育における放射線に関する指導及び調査」として統廃合し、事故対策事業として継続する。</p>				事故対策事業として継続			
第 3 期へ向けての課題				事業・取組の方向性			
○検査に関する市町村のニーズ等を見極めながら、「実施計画 (第 3 期)」計画期間においても維持する方向である。				事故対策事業として継続			
2		児童福祉施設等給食安全・安心対策事業 第1-2-(2)-No2	<ul style="list-style-type: none"> ■童のより一層の安全・安心確保の観点から、児童福祉施設等で提供される給食における放射性物質の有無について把握する。 		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
		実施年度	平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■給食一食全体の事後検査数 ○平成 26 年度 検査実施県有施設 3 施設 検査実施市町 1 町 ○平成 27 年度～ 検査実施県有施設 2 施設 検査実施市町 1 町 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査実施施設の給食食材については、いずれも検出下限値を超える放射性物質が検出されなかったこと、また、この結果を公表することで利用者の安全・安心のための情報を共有することができた。 		
	事業主体	県					
	担当課・室	子育て支援課					
	第 3 期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
	○検査に関する市町村のニーズ等を見極めながら、「実施計画 (第 3 期)」計画期間においても維持する方向である。				事故対策事業として継続		
	第 3 期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
	○検査に関する市町村のニーズ等を見極めながら、「実施計画 (第 3 期)」計画期間においても維持する方向である。				事故対策事業として継続		

(3) 食べ物を育む環境

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
1	農産物放射能対策事業 (水田土壌等の放射性物質検査等) 第1-2-(3)-No1	■安全・安心な農産物の生産を確保するため、農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■農地土壌中の放射性物質濃度の経年変化の測定 ○平成26年度： 定点として設置したほ場：27か所 ○平成27年度： 定点として設置したほ場：27か所 ○平成28年度： 定点として設置したほ場：25か所 (平成28年度は変化の傾向が重複するほ場を整理)	○農地土壌中の放射性物質濃度の経年変化の測定により、実際に減衰が進んでいることが把握でき、放射性物質の吸収抑制対策検討の参考とすることができた。 ○土壌中のカリ濃度の年次変化を測定することで、カリ資材の施用と土壌中カリ濃度の変化(放射性物質の吸収抑制効果に影響)を確認することができ、放射性物質の吸収抑制対策検討の参考とすることができた。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性		
	農産園芸環境課						事故対策事業として継続		
○農地土壌中の放射性物質濃度の現状と経年変化を把握するため取組みを継続する。									
2	放射性物質影響調査事業 (粗飼料, 草地土壌等) 第1-2-(3)-No2	■畜産物への放射能の影響を低減するため、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■調査品目：「粗飼料」「牧草土壌等」 ■調査内容 ○「粗飼料」 牧草等について県内モニタリング調査を実施し、安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。 検査点数 平成26年度：3,332点 平成27年度：1,973点 平成28年度：1,098点 (平成28年12月31日現在) ○「牧草土壌等」 畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料等の調査や知見の収集を実施し、得られた牧草等への放射性物質の移行等の知見を基に農家指導等を実施した。	○本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性		
	畜産課						事故対策事業として継続		
○状況に応じた検査件数・内容を検討し、対応していく。									
3	特用林産物放射性物質対策事業(うち広葉樹原木モニタリング調査事業) 第1-2-(3)-No3	■特用林産をはじめとした各種林産物の安心・安全を確保するため、広葉樹原木のモニタリング調査や検証などを行う。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26年度	■しいたけ原木林放射性物質現況調査 ○平成23年度 92箇所調査(基準超過77箇所) ○平成26年度 113箇所調査(基準超過93箇所)	○しいたけ原木となる広葉樹原木林をモニタリングし、使用基準を超過した原木林を特定することで、経営再開のための基本情報が得られるとともに、東電賠償の証憑として使われることに繋がった。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性		
	林業振興課						事故対策事業として継続		
○きのこ原木の価格は高騰しており、入手も困難になってきている。 ○また、広葉樹資源としては、きのこ原木だけでなくチップや薪の用途もあるため、これらの用途に際し、安全に使用が可能であるか否かの判断をするためにも、広葉樹原木モニタリング調査を行うことが必要になっている。 ○こうしたことから、本事業は次期の第三期計画期間においても、取組を維持・継続する方向である。									

【事業評価一覧】【第1-2(3)】

4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	特用林産物放射性物質対策事業(うち放射性物質検査体制強化事業) 第1-2-(3)-No4	■特用林産物の安全・安心を確保するため、きのこ原木やほだ木などの検査を広域的に行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成 26, 27, 28 年度	■きのこ原木やほだ木の検査数 ○平成 26 年度 189 検体(基準超過 17 検体) ○平成 27 年度 188 検体(基準超過 13 検体) 平成 28 年度 191 検体(基準超過 7 検体) (平成 28 年 12 月末現在)	○検査使用基準を超過した原木やほだ木を特定することで、経営再開のための基本情報が得られるとともに、東電賠償の証憑として使われることに繋がった。			
	事業主体			事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○安全安心な原木きのこ栽培上、植菌前の原木の検査、及び出荷制限解除のための原木検査は必要であり、原木きのこの生産振興のためにも、本事業は次期の第三期計画期間においても、取組を維持・継続する方向である。					

(4) 産業活動

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	工業製品放射線関連風評被害対策事業 第1-2-(4)-No1	■県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■測定数 ○平成26年度：89件 ○平成27年度：67件 ○平成28年度：55件（見込み）	○県内で製造した工業製品の放射線を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ○測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。			
	事業主体	県		事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	新産業振興課	第3期へ向けての課題		○製造品の放射線に関する安全性を確認するためには、測定を実施しなければならないので、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においても、維持継続する方向である		
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	港湾利用促進事業（港湾内海水放射能測定事業） 第1-2-(4)-No2	■県内の港湾（仙台塩釜港仙台区・塩釜港区・石巻港区）の安全性について、国内外の港湾事業者等に対し周知するため、海水中の放射性物質濃度の測定を行なう。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■測定箇所 仙台塩釜港仙台区、塩釜港区、石巻港区 ■測定頻度 2週間に1回 ■件数（実施箇所合計の件数） ○平成26年度：78件 ○平成27年度：81件 ○平成28年度：75件（見込み）	■ホームページによる測定結果の公開により、港湾利用者をはじめ、周辺住民にとって、有益な情報を提供できている。 ■また、事業実施以降、当該港湾内における海水中の放射性物質は不検出であることから、港湾の安全性を対外的に示すことができている。			
	事業主体	県		事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	港湾課	第3期へ向けての課題		○東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本県水産物の主要輸出先である韓国、中国、ロシア等において未だ輸入禁止措置が取られている。 ○放射性物資の半減期の関係から、輸出コンテナの放射能測定の長期化や風評被害対策の長期化が避けられないことが見込まれるため、港湾関係者から今後を見据えた放射能測定体制の一層の強化を求められている。 ○水産物の輸入禁止措置の解除を見据えた対策を講じるとともに、仙台塩釜港の今後の安定的な発展、風評被害の払拭、港湾労働者の健康被害の防止を図る必要性がある。		
3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	港湾利用促進事業（港湾内放射能測定事業） 第1-2-(4)-No3	■仙台塩釜港の安全性について、国内外の港湾事業者等に対し周知するため、同港仙台区高砂コンテナターミナルに搬入されるコンテナ表面の放射線量率の測定を行なう。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26,27,28年度	■測定箇所 仙台塩釜港仙台区高砂コンテナターミナル ■測定頻度 平日毎日 （※ターミナル閉鎖日を除く。） ■測定本数 1日あたり約70本 ■測定数 ○平成26年度：17,136件 ○平成27年度：29,007件 ○平成28年度：30,252件（見込み）	○ホームページによる測定結果の公開により、国内外の港湾利用者にとって、有益な情報を提供できている。 ○また、除染基準値を超えたコンテナについて搬入元に返送することとしているため、安全なコンテナのみを扱っている港湾として、国内外に示すことができている。			
	事業主体	県		事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	港湾課	第3期へ向けての課題		○東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本県水産物の主要輸出先である韓国、中国、ロシア等において未だ輸入禁止措置が取られている。 ○放射性物資の半減期の関係から、輸出コンテナの放射能測定の長期化や風評被害対策の長期化が避けられないことが見込まれるため、港湾関係者から今後を見据えた放射能測定体制の一層の強化を求められている。 ○水産物の輸入禁止措置の解除を見据えた対策を講じるとともに、仙台塩釜港の今後の安定的な発展、風評被害の払拭、港湾労働者の健康被害の防止を図る必要性がある。		

【事業評価一覧】【第1-2(4)】

4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	工業用水の放射性物質検査 第1-2-(4)-No4	■食品関連会社等のユーザーもあり、工業用水の安全を確認するため、放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	■3工業用水道事業分 ○平成26年度：延べ153検体測定 ○平成27年度：延べ156検体測定 ○平成28年度：延べ36検体測定（見込み）	○毎週1回、各ユーザーに配水する工業用水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、ユーザーに安心を提供することができた。 ○これまでの結果から安全性が確認できたため、平成28年度以降は測定回数を毎月1回とすることにした。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室					
	水道経営管理室	○工業用水ユーザーへの安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。				
<p>第3期へ向けての課題</p> <p>○工業用水ユーザーへの安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。</p>						
5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	市町村等水道事業体における浄水発生土の放射性物質検査 第1-2-(4)-No5	水道事業体からの依頼に応じて、浄水発生土の適切な保管・処分を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26年度	○平成26年度：48検体	○各水道事業体における浄水発生土の再利用または埋立等の処分方法の判断指標となっている。また県では、測定結果については各水道事業体に通知するとともに、ホームページ上で公開している。 ○現在までに環境省において指定されている8,000Bq/kgを超える浄水発生土は約461トンである。（平成28年12月8日現在）			
	事業主体	現状・背景・課題など		終了		
	県					
	担当課・室					
	食と暮らしの安全推進課	■平成27年度から、各水道事業体は登録検査機関において検査を実施することとしたため、県事業は平成26年度末まで実施したもの。				
<p>現状・背景・課題など</p> <p>■平成27年度から、各水道事業体は登録検査機関において検査を実施することとしたため、県事業は平成26年度末まで実施したもの。</p>						
6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	企業局における浄水発生土の放射性物質検査 第1-2-(4)-No6	■放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物の保管や廃棄物処理施設に搬出処分するため、放射性物質検査を行う。		妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度：延べ70検体測定 ○平成27年度：延べ67検体測定 ○平成28年度：延べ48検体測定（見込み）	○各浄水場等から発生する浄水発生土について、南部山浄水場については月2回、麓山浄水場及び大槻浄水場については月1回放射能濃度を測定しており、放射能濃度に応じた適切な保管・管理を行うことができた。 ○また、安全性を確認するとともにその結果を公表することにより、県民に安心を提供することができた。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室					
	水道経営管理室	■浄水発生土の放射能濃度は、遞減傾向にあるものの、100Bq/kgを超えて検出される場合もあり、今後も引き続き計測を行い、適正管理に努める必要がある。				
<p>第3期へ向けての課題</p> <p>■浄水発生土の放射能濃度は、遞減傾向にあるものの、100Bq/kgを超えて検出される場合もあり、今後も引き続き計測を行い、適正管理に努める必要がある。</p>						

【事業評価一覧】【第1-2(4)】

7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	流域下水汚泥等放射能測定事業 第1-2-(4)-No7	■放射性物質濃度に応じた適正な処分を行うため、県で所管している7流域の下水終末処理場で発生する脱水汚泥、汚泥燃料化物及び汚泥焼却灰の放射性物質濃度を測定する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	■測定数 ○平成26年度： 脱水汚泥84件、汚泥焼却灰12件、 汚泥燃料化物24件 ○平成27年度： 脱水汚泥30件、汚泥焼却灰12件、 汚泥燃料化物24件 ○平成28年度（見込み）： 脱水汚泥14件、汚泥焼却灰11件、 汚泥燃料化物24件	○汚泥の放射能が受入基準値以下であることが確認されるため、汚泥の適正処分・再資源化が実施できた。 ○受入基準を超過する汚泥が確認された場合は直ちに搬出を停止する等の処置が可能のため、搬出先とのトラブルが回避された。			
	事業主体			事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室			第3期へ向けての課題		
	下水道課					
			○汚泥等の処分委託時に事業者への放射能測定値の提示が不要になるまでは測定を継続する。			

(5) その他

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	1	学校や保育所等が保有するプールの水等の放射性物質検査 第1-2-(5)-No1	■これまで震災後3か年の測定結果により全てにおいて安全性に問題がないことが確認されており、かつプール水は事前に安全性が確認済である水道水を使用していることから、今後縮小する予定。		妥当	効果が あった
実施年度		事業実績	事業効果			
平成 26, 27, 28 年度		■屋外プールの水質サンプル検査数 ○平成 26 年度： 39 件 (39 校×1 回) ○平成 27 年度： 33 件 (33 校×1 回) ○平成 28 年度： 31 件 (31 校×1 回)	○平成 24 年度以降においては、すべての学校で放射能物質は検出限界値以下であり、プール使用は可である。			
事業主体						
県, 市町村						
担当課・室						
スポーツ健康課						
第3期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
○「実施計画(第3期)」においては「第2 健康不安などに対する正しい理解の普及・啓発」の項に「実施計画(第2期)」の教育庁各事業を「学校教育における放射線に関する指導及び調査」として統廃合し、事故対策事業として継続する。 ○検査についてはこれまでの検査で放射性物質はほとんど検出限界値以下であったが、今後も県民の安全・安心に関する理解を得るために継続していく予定である。				事故対策事業として継続		
2	公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水の放射性物質モニタリング 第1-2-(5)-N02	■水環境における事故由来の放射性物質による汚染状況及び推移を把握するため		妥当	-	-
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 ①公共用水域： 1 回目 76 地点, 2 回目 71 地点, 3 回目 76 地点, 4 回目 54 地点, ②地下水：24 地点年 1 回 ○平成 27 年度 ①公共用水域： 1 回目 76 地点, 2 回目 71 地点, 3 回目 76 地点, 4 回目 54 地点, ②地下水：24 地点年 1 回 ○平成 28 年度(見込み含む)： ①公共用水域：76 地点を年 2 回から 10 回 ②地下水：24 地点年 1 回	○環境中に放出された放射性物質の公共用水域等(河川・湖沼・海域等)及び地下水における実態を把握の上、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。			
	事業主体					
	国, 県					
	担当課・室					
	環境対策課					
第3期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
○河川等の底質については概ね減少傾向であるが、未だ福島県隣接地域等の放射性物質濃度は、県内比較において高い傾向にあるため、モニタリングを継続し状況の把握に努める必要がある。				事故被害対策として継続		
3	海水浴場の放射性物質モニタリング 第1-2-(5)-No3	■県民等海水浴場利用者への安全安心に寄与するため		妥当	成果が あった	概ね効 率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■主要海水浴場の水質の放射性物質濃度及び砂浜の空間放射線率の測定 ○平成 26 年度：4 地点 ○平成 27 年度：3 地点 ○平成 28 年度：5 地点	○環境中に放出された放射性物質の県内主要海水浴場における実態を把握し、公表したことにより、県民の安心安全に役立った。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	環境対策課					
第3期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
○震災後、未だ開設できていない主要海水浴場について、今後開設していくことが予想されるため、事業を継続し、引き続き状況の把握に努める必要がある。				事故対策事業として継続		

【事業評価一覧】【第1-2(5)】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	実施年度	事業実績	事業効果							
4	放射線・放射能広報事業 (放射性物質の分布状況調査) 第1-2-(5)-No4	原子力委員会が実施する放射性物質の分布状況調査について、必要な協力を実施するとともに地表面への様々な放射性物質の沈着状況等を確認する。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	■放射性セシウム沈着量の面的調査 (In-situ測定) ○実施時期 平成 26 年度： 7 月, 11 月 年 2 回 49 箇所測定 平成 27 年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 箇所測定 平成 28 年度： 8 月～9 月 年 1 回 49 箇所測定 ■放射性セシウムの深度分布の調査 (スクレーパー測定) ○実施時期 平成 26 年度： 7 月, 11 月 年 2 回県内 9 箇所測定 平成 27 年度： 9 月 年 1 回県内 9 箇所測定 平成 28 年度： 8 月, 9 月 年 1 回県内 9 箇所測定				○福島第一原発事故により放出された放射性セシウムの土壌沈着量分布および空間線量率分布の変化傾向の特徴が明らかになるとともに、その変化を理解するために重要な放射性セシウムの環境中における動態についても知識が蓄積された。 ○除染等により空間線量率がより低減していることも確認され、相当量の放射性セシウムは地表面から 5 cm 以内に存在することも確認された。			
	事業主体	県								
	担当課・室	原子力安全対策課								
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性			
	○国の予算措置が継続されるよう、県としても働きかけが必要である。						事故対策事業として継続			
5	環境放射能水準調査事業 (降下物) 第1-2-(5)-No5	■地表面に降下した放射性核種の測定を行い、ちりや雨水に含まれる放射性物質を確認する。		妥当	成果があった	概ね効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	■検査件数 1 回/月				○事故後、福島第一原発事故から継続的に放出されている放射性物質の、宮城県への影響を懸念する声が多くあり、平成 24 年度から降下物の測定を開始した。 ○測定結果では、不検出又は微量の検出となっており、本測定は県民の不安払拭の一助となっている。			
	事業主体	国								
	担当課・室	原子力安全対策課								
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性			
	○環境放射能水準調査事業(国の委託事業)として実施しており、当面継続する。						事故対策事業として継続			
6	環境放射能水準調査事業 (大気浮遊じんの測定) 第1-2-(5)-No6	■大気中に浮遊するちりに含まれる放射性物質を確認するため、大気浮遊じんの放射性核種についての測定を行う。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	■検査件数 4 回/年				○事故後、福島第一原発事故から継続的に放出されている放射性物質の、宮城県への影響を懸念する声が多くあり、平成 23 年度末から大気浮遊じんの測定を開始した。 ○測定結果では、不検出又は微量の検出となっており、本測定は県民の不安払拭の一助となっている。			
	事業主体	国								
	担当課・室	原子力安全対策課								
	第3期へ向けての課題						事業・取組の方向性			
	○環境放射能水準調査事業(国の委託事業)として実施しており、当面継続する。						事故対策事業として継続する			

【事業評価一覧】【第1-2(5)】

7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業 (スキー場の雪の放射性物質濃度の測定) 第1-2-(5)-No7	■スキー場が所在する各市町の協力を得てスキー場における雪の放射能濃度を測定し、スキー場の安全性を確認する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■測定箇所数 ○平成 26 年度： 9 地点 放射性物質不検出 ○平成 27 年度： 9 地点 放射性物質不検出 ○平成 28 年度： 7 地点 放射性物質不検出	○スキー場の雪に含まれる放射性物質は不検出であり、安全性に問題ないことが確認された。 ○各スキー場は主要なレジャー施設であり、県内外に安全情報を提供できた。			
	事業主体					
	県, 市町村					
	担当課・室					
	原子力安全対策課			事業・取組の方向性		
現状・背景・課題など				終了		
○スキー場については、平成 23 年度の測定開始以来、「不検出」が続いているため終了する。						

第2 健康不安への配慮

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
放射線健康対策事業 第2-No1	<ul style="list-style-type: none"> ■原発事故に伴う健康に対する不安払拭 ■放射線に対する正しい知識の普及啓発等 		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
実施年度	事業実績	事業効果			
平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■有識者会議の提言に基づく健康不安払拭のための対応策の事業実績 ①放射線に対する正しい知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ➢放射線による健康影響等に関する研修会(※) ○平成 26 年度 仙台市(11月に1回開催) 県内市町村職員・医療関係者等 18人参加 ○平成 27 年度 柴田町(10月に1回開催(柴田町主催)) 柴田町職員 39人, 町民 13人参加 ○平成 28 年度 角田市(6月に1回開催(角田市主催)) 角田市職員 50人, 市民 9人参加 仙台市(1回開催(県主催)) 市町村職員, 医療・教育関係者等 90人参加 ➢放射線による健康影響に関する統一的な基礎資料(※) ○平成 26 年度から毎年, 各市町村等に配布 ※ 環境省の原子力災害影響調査等事業(放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動等) ②一般健診やがん検診の受診勧奨 <ul style="list-style-type: none"> ➢被災者特別検診の実施 ➢がん検診の受診勧奨モデル事業の実施 ③生活習慣の改善による発がんリスクの低減 <ul style="list-style-type: none"> ➢スマートみやぎ健民会議設立(平成 28 年) ④がん登録の整備推進 	<ul style="list-style-type: none"> ①放射線に対する正しい知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○環境省の原子力災害影響調査等事業(放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成活動等)に基づき, 毎年, 県内の市町村から要望のあった研修会をすべて開催できた。 ○本研修会は, 放射線による健康影響等について, 住民から相談等に適切に対応できる人材を育成することを目的に開催され, 市町村職員等が放射線リスクコミュニケーションの知識や技術を習得する機会となって有用だった。 ○また, 柴田町と角田市では, 少人数の住民対象のセミナー(座談会形式)を併せて開催し, 放射線の不安解消に丁寧に対応することができた。 ②～④ <ul style="list-style-type: none"> ○既存の通常業務として対応済み。 ○生活習慣の改善として, 県では, 平成 27 年度にスマートみやぎ健民会議を設立し, 講演会開催, 健民通信発行による情報提供等により県民の健康づくりの意識の浸透を図っている。 			
事業主体					
国, 県					
担当課・室				事業・取組の方向性	
健康推進課 疾病・感染対策室				事故対策事業として継続	
第3期へ向けての課題					
<p>○県民全体を対象とする講演会等は, 放射線・放射能広報事業において実施されていることから, 放射線健康対策事業としては実施しない方針である。</p> <p>○また, 住民からの相談等に当たる市町村職員等(主に保健師や医療関係者向け)に対する放射線リスクコミュニケーション研修等は, 環境省の事業に県も引き続き協力することで対応予定である。</p> <p>○「一般検診やがん検診の受診勧奨」, 「生活習慣の改善による発がんリスクの低減」及び「がん登録の整備推進」については, 本県におけるがん対策・健康づくり対策として引き続き対応すべきものであることから, 当該事業は, 「実施計画(第3期)」計画期間においても取組を維持する方向である。</p>					

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
放射線・放射能広報事業 (放射線等に関するセミナー・相談会の開催, 出前講座の拡充, 広報媒体の活用) 第2-No2	○放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努め, 県民の不安を解消する。		妥当	成果があった	効率的
実施年度	事業実績	事業効果			
平成26, 27, 28年度	<ul style="list-style-type: none"> ■放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ○平成26年度: 242件 ○平成27年度: 96件 ○平成28年度: 59件 (平成28年12月31日現在) ■放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ○アクセス数: 1,167,915人 (平成28年12月31日現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を駆使して, 県民にタイムリーに情報を提供し, 放射線知識の普及と不安の解消に役立っている。 ■放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ○平成26年度: 41人 アンケート結果 参考になった以上83.3% ○平成27年度: 91人 参考になった以上86.1% ○平成28年度: 83人 参考になった以上94.0% 			
事業主体					
県	<ul style="list-style-type: none"> ○放射線・放射能に関するセミナーの開催 ○平成26年度: 1会場 41人 ○平成27年度: 3会場 91人 ○平成28年度: 3会場 83人 ■みやぎ出前講座の実施 ○平成26年度: 2団体 22人 ○平成27年度: 3団体 67人 ○平成28年度: 0団体 0人(見込み) ■放射線・放射能に関するパンフレットの作成・改定 				
担当課・室				事業・取組の方向性	
原子力安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし(日本語版)」 平成26, 27, 28年度改定 ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし(英語版)」 平成26年2月作成 ○「宮城県放射線・放射能Q&A」 平成26年3月作成, 平成27年12月改定 ■県政だよりへの記事掲載 平成28年11・12月号 			事故対策事業として継続	
第3期へ向けての課題					
○事故から6年を経過しても, なお, 県民の要望は根強く, 放射線・放射能広報事業の必要性はなくなっていないため, 他県の取り組みをも参考にしながら「実施計画(第3期)」にも実施を継続して行く。					

第3 汚染・被害の拡大防止

A 放射性物質汚染の拡大防止

1 空間線量の低減化

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	除染対策支援事業（除染支援チームの派遣 など） 第3-A-1-No1	■市町村が行う除染対策事業に対する支援及び県有施設の除染対策を進め、県民の被ばくリスクを低減させ、又は県民の不安を解消する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■除染支援チーム派遣件数 ○平成 26 年度：26 件 ○平成 27 年度：35 件 ○平成 28 年度：13 件（12 月末現在） ■除染アドバイザーの活動状況 ○平成 26 年度：4 回	○指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、市町が策定した除染実施計画に基づく除染等の措置が、平成 28 年度末までに全て完了する見通しが立った。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題				
	原子力安全対策課					
第3期へ向けての課題						
○汚染状況重点調査地域指定の8市町の円滑な除染推進を支援する。						
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業（環境審議会放射能対策専門委員の設置） 第3-A-1-No2	■環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、県の放射線・放射能にかかる施策に対し、技術的・専門的見地からの助言を受ける。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対応として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■専門委員の設置 平成 23 年 12 月 26 日 6 名委嘱 ■専門委員会会議開催件数 全 6 回	○県の施策に関し、技術的・専門的見地からの助言を踏まえ、放射線・放射能に関する知識の普及・啓発を行い、県民の不安の減少につながった。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事業・取組の方向性 事故対応として継続		
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題				
	原子力安全対策課					
第3期へ向けての課題						
○直近では、平成 29 年 1 月 6 日に、第 6 回放射能対策専門委員会会議を開催し、これまでの「基本方針」の目標である「年間放射線線量 1 ミリシーベルト以下の県土づくり」について、各委員から意見を伺った。						

2 飲食物による放射性物質汚染の拡大防止

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	実施年度	事業実績	事業効果				
1	食品衛生法上の基準値等を超過した場合の出荷自粛要請等の対策 第3-A-2-No1	<p>■食品の安全性を確保するため、検査の結果、基準値等を超過した場合には、速やかにその結果を公表するとともに、関係事業者等に対し出荷自粛を要請する。また、国から、知事に対し、出荷制限の指示があった場合は、その指示を受け、市町村、関係事業者に対し出荷を差し控えるよう要請する。</p> <p>■出荷自粛等を要請したときは、確実にその実施がされているかを関係事業者を確認し、常にその状況を把握しておく。</p>		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	<p>○農林水産物の出荷前検査において、基準値を超過した農林水産物については、直ちに結果を公表し、事前に定められた情報伝達ルートにより、県による出荷自粛の要請を行った。</p> <p>○また、国から出荷制限の指示があった場合も、改めて関係機関への要請等を速やかに行った。</p> <p>○これにより、食品の流通が未然に防止され、放射性物質による人体への汚染拡大が阻止された。</p> <p>○流通食品等の取去検査においては、基準値を超過した食品は確認されず、安全な食品が流通していることが確認されるとともに、出荷前の放射性物質検査が適正に機能していることが確認された。</p>				
	事業主体	<p>■基準値超過点数</p> <p>①農林水産物の出荷前検査 (基準値超過点数/検査点数)</p> <p>○平成 26 年度：50/32,748 点</p> <p>○平成 27 年度：129/61,618 点</p> <p>○平成 28 年度：32/ 8,283 点 (平成 25 年 7 月 4 日現在)</p> <p>②流通食品等の検査 (基準値超過点数/検査点数)</p> <p>○平成 26 年度：0/404 点</p> <p>○平成 27 年度：0/401 点</p> <p>○平成 28 年度：0/319 点 (平成 28 年 12 月末現在)</p>					
	担当課・室	環境生活部 農林水産部 関係課					
	事業・取組の方向性	通常事業として継続					
	現状・背景・課題など	事業内容を他の事故対応事業で継続する。					
2	県産農林水産物放射性物質対策事業 【再掲】第3-A-2-No2	<p>■原子力災害対策特別措置法第 20 条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則り放射性物質検査を実施する。</p>		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	<p>○適切な検査の実施により基準値を超過する農林水産物の流通防止を行ったほか、検査結果を迅速に公表することで、消費者の不安解消を図ることができた。</p>				
	事業主体	<p>■検査数</p> <p>○平成 26 年度：5,464 点</p> <p>○平成 27 年度：5,066 件</p> <p>○平成 28 年度：5,000 件 (見込み)</p>					
	担当課・室	食産業振興課					
	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続					
	第3期へ向けての課題	<p>○現在の検査体制で県産農林水産物の安全性は確保されていると判断されるが、県産品に対する風評被害が解消されていないことから、引き続き同等の検査を実施していくこととする。</p>					
3	農産物放射能対策事業 (農産物、水田土壌等の放射性物質検査等) 【再掲】第3-A-2-No3	<p>■主要な農産物や農地土壌等を対象に、放射性物質濃度の測定を行う。</p>		妥当	成果があった	概ね効率的	
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度	<p>○基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。</p>				
	事業主体	<p>■検査数</p> <p>○平成 26 年度： 米 458 点 麦類 43 点 そば 106 点 大豆 251 点 野菜類、果樹類 1,986 点</p> <p>○平成 27 年度： 米 274 点 麦類 43 点 そば 87 点 大豆 188 点 野菜類、果樹類 1,501 点</p> <p>○平成 28 年度： 米 191 点 麦類 29 点 そば 68 点 大豆 176 点 野菜類、果樹類 1,111 点</p>					
	担当課・室	農産園芸環境課					
	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続					
	第3期へ向けての課題	<p>○数値が検出された検体数は年々減少傾向にあるため、安全性を担保しながらも検査規模の縮小を検討する必要がある。</p>					

【事業評価一覧】【第3-A-2】

4	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	放射性物質影響調査事業 (原乳, 粗飼料, 草地土壌等) 【再掲】 第3-A-2-No4	■原乳における放射性物質検査を実施し, 消費者に対して安全・安心を確保するとともに, 畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため, 粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う	妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■調査品目 ○「原乳」 県内 5 集乳施設から毎週検体を採材し, 放射性物質検査を実施し, 県ホームページで公表した。 ○「粗飼料」 牧草等について県内モニタリング調査を実施し, 安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。 ○「牧草土壌等」 畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料等の調査や知見の収集を実施し, 得られた牧草等への放射性物質の移行等の知見を基に農家指導等を実施した ■調査数 ○「原乳」 平成 26 年度: 250 点 平成 27 年度: 125 点 平成 28 年度: 95 点 (平成 28. 12. 31 現在) ○「粗飼料」 平成 26 年度: 3, 332 点 平成 27 年度: 1, 973 点 平成 28 年度: 1, 098 点 (平成 28 年 12 月 31 日現在) 	○本事業の実施により, 畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し, 安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。		
	事業主体	事業・取組の方向性			
	県	事故対策事業として継続			
	担当課・室				
	畜産課				
第3期へ向けての課題					
○状況に応じた検査件数・内容を検討し, 対応していく。					
5	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性
	肉用牛出荷円滑化推進事業 【再掲】 第3-A-2-No5	■安全・安心な県産牛肉の流通, 消費を確保するため, 県内外の食肉市場へ出荷する県産牛全頭及び県内食肉市場へ出荷する廃用牛全頭の放射性物質検査を行う	妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果		
	平成 26, 27, 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■検査頭数(牛肉) ○平成 26 年度: 29, 777 頭 ○平成 27 年度: 27, 049 頭 ○平成 28 年度: 19, 519 頭 (平成 28. 12. 31 現在) ※ 基準値超過事例 なし ■出荷前等生体検査(牛) ○平成 26 年度: 5, 426 頭 ○平成 27 年度: 4, 730 頭 ○平成 28 年度: 3, 190 等 (第3四半期まで) 	○消費者の放射能汚染への不安を解消し, 安全安心な県産牛肉の流通・消費を確保している。		
	事業主体	事業・取組の方向性			
	県	事故対策事業として継続			
	担当課・室				
	畜産課				
第3期へ向けての課題					
○出荷制限の全面解除の見通しが立っておらず, 検査終了時期が未定。					

【事業評価一覧】【第3-A-2】

6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績	事業効果			
	水産物安全確保対策事業 【再掲】 第3-A-2-No6	■放射能検査機器を導入し、水産物の放射性物質濃度のモニタリング調査を実施することにより、宮城県産水産物の安全流通に資する。		妥当	成果があった	効率的
	平成 26, 27, 28 年度	■検査数 ○平成 26 年度 精密検査：709 検体（県測定分） 簡易測定：15, 802 検体 ○平成 27 年度 精密検査：681 検体（県測定分） 簡易測定：14, 589 検体 ○平成 28 年度（12 月末時点） 精密検査：587 検体（県測定分） 簡易測定：14, 005 検体	○県水産技術総合センターにゲルマニウム半導体検出器を導入するとともに、主要産地魚市場及び水産加工業協同組合等に簡易放射能測定器を設置し、検査を強化することによって、消費者や流通業者に対して県産水産物の安全性をアピールできた。			
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県, その他			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	水産業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○未だ風評被害が認められることから、検査体制についてさらにアピールするとともに、継続して多種多様な魚種の検査を行っていく。					
7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績	事業効果			
	特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査体制強化事業） 【再掲】 第3-A-2-No7	■きのこ・山菜類等の特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全を確保するため、簡易検査や精密検査を実施する。		妥当	成果があった	効率的
	平成 26, 27, 28 年度	■検査数（食用） ○平成 26 年度 簡易検査 193 検体 精密検査 896 検体 ○平成 27 年 簡易検査 186 検体 精密検査 1, 255 検体 ○平成 28 年度（平成 28. 12. 31 現在） 簡易検査 288 検体 精密検査 1, 376 検体 ■検査数 （非食用：きのこ原木やほだ木） ○平成 26 年度 189 検体（基準超過 17 検体） ○平成 27 年度 188 検体（基準超過 13 検体） ○平成 28 年度（平成 28. 12. 31 現在） 191 検体（基準値超過 7 検体）	○原発事故後、21 市町村における出荷制限（原木しいたけ（露地）他 7 品目）及び出荷自粛（わらび他 4 品目）により、特用林産物の安全・安心を確保。 ○使用基準を超過した原木やほだ木を特定することで、経営再開のための基本情報が得られるとともに、東電賠償の証憑として使われることに繋がった。			
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	林業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○放射性物質による出荷制限・自粛が続き、県民や生産者が受けている被害に対して支援していくには、現在行っている検査は必須である。 ○また、安全安心な原木きのこ栽培上、植菌前の原木の検査、及び出荷制限解除のための原木検査は必要であり、原木きのこの生産振興のためにも、本事業は次期の第三期計画期間においても、取組を維持・継続する方向である。					
8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績	事業効果			
	市町村等水道事業体における水道水の放射性物質検査 【再掲】 第3-A-2-No8	水道事業体からの依頼に応じて、水道水の安全・安心を確保する。		妥当	成果があった	-
	平成 26, 27, 28 年度	■水道水の検査（県企業局分を除く） ○各水道事業体は登録検査機関において、検査を実施していたため、県への依頼はなかった。 ■各水道事業体実施 ○平成 26 年度：2, 089 検体 ○平成 27 年度：1, 545 検体 ○平成 28 年度：740 検体 （平成 H28 年 12 月末現在）	○県では、検査結果を取り纏め、ホームページ上で公開している。放射性物質汚染を心配する住民からの相談に対してわかりやすく水道の安全性をアピールできている。 ○これまでに管理目標値（放射性セシウム 10Bq/kg）を超えた検体はない。			
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県, 市町村			事業として継続		
	担当課・室					
	食と暮らしの安全推進課					
	第3期へ向けての課題					
	○管理目標値を超えた場合、水道水の安全性を確保する上で、クロスチェックを行うなど、各水道事業体や登録検査機関の補完的な役割が必要となることから、今後も継続して事業を行う。 ○また測定結果の公表についても、継続してホームページ上で公開し、県民に広く水道水の安全性についてアピールを行っていく。					

【事業評価一覧】【第3-A-2】

9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	企業局における水道水の放射性物質検査 【再掲】 第3-A-2-No9	■安全・安心な水道水を受水市町村に供給するため、水道水の放射性物質検査を行う。					
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	■3 浄水場分 ○平成 26 年度：延べ 156 検体測定 ○平成 27 年度：延べ 153 検体測定 ○平成 28 年度：延べ 36 検体測定（見込み）	○毎週 1 回、3 浄水場から配水する水道水の放射能濃度を測定し、安全性を確認するとともにその結果を公表することができた。また、これまでの結果から安全性が確認できたため、平成 28 年度以降は測定回数を毎月 1 回とすることにした。				
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	水道経営管理室						
	第 3 期へ向けての課題						
	○県民の安全を確保し、安心を提供するためにも今後も当該事業を継続する必要がある。						
	事業・取組の方向性						
	事故対策事業として継続						
10	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	放射性物質検査対策事業 【再掲】 第3-A-2-No10	○放射性物質検査機器を整備し、県産牛の出荷前検査を継続的に行うことで、食の安全・安心を確保する。 ○さらに、平成 24 年度からは、流通段階における食品の放射性物質検査を実施し、検査結果を公表するとともに、基準に違反した食品が確認された場合は、速やかに回収等の措置を講ずる。					妥当
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	○県産牛全頭及び県内流通加工品（一般食品、飲料水、牛乳、乳児用食品、豚肉等）の検査を実施した。 ○なお、これまでの検査で基準値を上回るものは検出されていない。 ■検査数 ○平成 26 年度 検査実績：計 1,766 件 牛肉 1,362 件、流通加工品 404 件 ○平成 27 年度 検査実績：計 1,561 件 牛肉 1,160 件、流通加工品 401 件 ○平成 28 年度 検査計画：計 1,538 件 牛肉 1,130 件、流通加工品 408 件	○検査の実施により県内に流通する食品について安全性が確認され、さらに、測定結果及び検査に関する正確な情報を県民に対して迅速に提供することにより、食の安全・安心を確保し、県民の不安の解消につなげることができた。 ○これまで県内流通加工品の検査において基準値を超過した実績がないことから、出荷前の生産段階でのモニタリング検査が有効に機能していることが確認された。				
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	食と暮らしの安全推進課						
	第 3 期へ向けての課題						
	○県民の食の安全安心を確保するためには、検査を継続し、安全性を確認する必要があることから、当該事業は、「実施計画（第 3 期）」計画期間においては、維持する方向である。						
	事業・取組の方向性						
	事故対策事業として継続						
11	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	消費生活センター機能充実事業（うち放射性物質検査等の経費に対する市町村補助金） 【再掲】 第3-A-2-No11	市町村が実施する放射性物質検査に係る経費に対し、国の交付金を活用して支援を行い、住民が消費する食品等に対する放射性物質測定を行う。					妥当
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	■市町村消費者行政推進・活性化事業補助金（一般会計・特別会計） ○平成 26 年度： 26 市町村 38,273 千円 ○平成 27 年度： 25 市町村 27,203 千円 ○平成 28 年度： 26 市町村 45,117 千円（見込み） ■主な市町村事業の内容 ○放射性物質の検査機器の整備 ○検査の委託 ○検査を行う専門家の活用 ○専門図書、資料等の購入	○市町村に対して、放射性物質検査機器等の整備、検査機器等のメンテナンス及び消耗品等購入経費を補助したことにより、市町村が実施する食の安全安心に関する事業（学校給食食材や市民持込み食材の放射性物質測定検査等）を支援することができ、食の安全性への不安解消に努めることができた。				
	事業主体						
	県、市町村						
	担当課・室						
	消費生活・文化課						
	第 3 期へ向けての課題						
	○今後も、消費者の食の安全性への不安解消、地域全体の消費者問題への対応力向上につながる消費者行政推進・活性化に向けた市町村の取組は必要であり、当該事業を維持するため国に対し交付金継続等の要望を行っている。						
	事業・取組の方向性						
	事故対策事業として継続						

B 経済的被害の拡大防止

1 金融・経営支援

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	中小企業経営安定資金等貸付金 第3-B-1-No1	■震災により直接・間接の被害を受け、事業活動に支障を来している中小企業者に対して金融支援を行い、経営の安定化や復旧・復興を支援する。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■みやぎ中小企業復興特別資金 新規融資実績 ○平成 26 年度： 395 件 6,959,653 千円 ○平成 27 年度： 215 件 3,854,969 千円 ○平成 28 年度（見込）： 4,000,000 千円	○被災中小企業者の資金調達の円滑化が図られた。			
	事業主体	第3期へ向けての課題 ○被災中小企業者向けの長期・低利の資金は引き続き必要であり、取組を維持する方向である。		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題 ○被災中小企業者向けの長期・低利の資金は引き続き必要であり、取組を維持する方向である。				
	商工金融課					
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	被災中小企業者対策資金 利子補給事業 第3-B-1-No2	■被災中小企業の金利負担を軽減するため、県中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金（東日本大震災災害対策枠）及びみやぎ中小企業復興特別資金を借り入れた中小企業者のうち一定の要件を満たした者に対し利子補給を行う。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■実績 ○成 26 年度： 12,012 件 906,500,194 円 ○平成 27 年度： 5,621 件 320,953,143 円 ○平成 28 年度（当初予算見込）： 169,875,000 円	○被災中小企業者の負担軽減及び資金調達の円滑化が図られた。			
	事業主体	第3期へ向けての課題 ○被災中小企業者の事業再開に向けては、金利負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図る必要があり、取組を維持する方向である。		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題 ○被災中小企業者の事業再開に向けては、金利負担を軽減し、資金繰りの円滑化を図る必要があり、取組を維持する方向である。				
	商工金融課					
3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	商談会開催支援事業 第3-B-1-No3	■震災により販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大を図る。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 個別商談会 (バイヤー延べ 24 社, 337 商談) 集団商談会 (バイヤー延べ 77 社, 504 商談) 成約率(全体) 20.8% ○平成 27 年度 個別商談会 (バイヤー延べ 9 社 138 商談) 集団型商談会 (バイヤー延べ 28 社 241 商談) 被災地バスツアー (バイヤー延べ 85 社 499 商談) 成約率(全体) 18.1% ○平成 28 年度(9月30日現在) 個別商談会 (バイヤー延べ 8 社 150 商談) 集団型商談会 (バイヤー延べ 33 社 213 商談) 被災地支援バスツアー (バイヤー延べ 56 社 338 商談) ※ 成約率は実施時期の関係上集計不能	○個別商談会や集団商談会、被災地支援バスツアー商談会の開催等を支援することにより、商談成約率は平成 26 年度は 20.8%、平成 27 年度は成約率 18.1%と高い成約率となり(一般的な商談会は 5%前後)、商工業者の販路回復・拡大に寄与した。			
	事業主体	第3期へ向けての課題 ○販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のためには、商工業者とバイヤー(仕入れ担当者)が出会う機会を出来るだけ増やす必要があるため、当該事業は、平成 30 年度まで継続する方向である。		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題 ○販路を喪失した商工業者の販路回復・拡大のためには、商工業者とバイヤー(仕入れ担当者)が出会う機会を出来るだけ増やす必要があるため、当該事業は、平成 30 年度まで継続する方向である。				
	商工金融課					

【事業評価一覧】【第3-B-1】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	4	被災中小企業海外ビジネス支援事業 第3-B-1-No4	■原発事故等により国内外での取引継続が困難な県内の中小企業者に対し、海外ビジネスの新規販路開拓・取引再開を支援するための各種補助を行う。		妥当	ある程度成果があった
実施年度		事業実績	事業効果			
平成26, 27, 28年度		■実績（全て旅費補助） ○平成26年度：10社11件 ○平成27年度：11社13件 ○平成28年度：10社10件（見込み）	○震災及び原発事故により中断した県内企業の海外ビジネスについて、補助金を利用して行った商談により、代理店との契約等、新規顧客獲得に結びついたケースがあった。 ○また、成約まで至らずとも、当該補助金を利用した出張により、将来的な取引先候補企業の発掘や、ネットワーク形成ができるなど、多くの成果が見られた。			
事業主体						
県						
担当課・室						
海外ビジネス支援室		第3期へ向けての課題		事業・取組の方向性		
○原発事故に関しては依然として風評が根強く、県内中小事業者の海外販路拡大等には引き続き支援が必要である。「実施計画（第3期）」計画期間においては、これまでの実績を踏まえ、予算規模を拡大し、継続する方向である。				事故対策事業として継続		
5	東日本大震災農林業災害対策資金利子補給事業 第3-B-1-No5	■災害復旧の促進及び経営の維持・回復を図るため、原発事故に伴う出荷停止等による損害を受けた農林業者に対して、災害対策資金の円滑な融通を図る。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	■実績（利子補給） ○平成26年度：702,802円 ○平成27年度：506,893円 ○平成28年度：316,254円（見込み）	○原発事故に伴う出荷制限等により資金が必要となった県内農林業者・団体等が災害対策資金を借り入れるに当たり、負担を一定程度軽減することができた。			
	事業主体					
	県, 市町村					
	担当課・室					
	農林水産経営支援課	第3期へ向けての課題				
○今後償還が完了する平成30年度まで利子補給が続くことから、これに必要な予算措置を続けていく必要がある。				事故対策事業として継続		
6	農林業震災復旧支援利子負担軽減事業 第3-B-1-No6	■東日本大震災により被災した農林業者が、被災から復旧を目的として農業協同組合から借り入れる低利の独自資金（プロパー災害対策資金）について、農林業者の金利負担の軽減のために農業協同組合が負担する経費を県が補助することにより、復旧途上にある農林業経営を支援する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 平成27	■補助 ○平成26年度：1,468,638円 ○平成27年度：2,137,793円	○県内5農業協同組合に対し補助金を交付して、被災農林業者が必要とする資金を農業協同組合から低利で融資することにより、農林業者の金利負担軽減を図ることができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	農林水産経営支援課	現状・背景・課題など				
				終了		

【事業評価一覧】【第3-B-1】

7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 第3-B-1-No7	<p>■震災で県産農林水産物が大規模な被害を受けたことから、被災前の状況に回復するまでの間、補助対象団体が実施するメディアの活用、海外バイヤー対応などの事業に補助することにより、復興状況に合わせた県産品PR活動等を支援する。</p>					妥当	成果があった
	実施年度	事業実績	事業効果					
	平成 26, 27, 28 年度	<p>■実績</p> <p>○平成 26 年度：5 団体 14 件</p> <p>○平成 27 年度：6 団体 10 件</p> <p>○平成 28 年度：6 団体 6 件（見込み）</p>	<p>○各団体が実施する首都圏や海外での県産農林水産物等のPR活動を支援することにより、県産品の認知度向上や安全安心PRによる風評払拭を促進することができた。</p>					
	事業主体							
	県							
	担当課・室			事業・取組の方向性				
	食産業振興課			事故対策事業として継続				
	第3期へ向けての課題							
	○平成 29 年度については、引き続き同内容で事業を実施していく予定としているが、予算上は平成 29 年度が終期となっており、平成 30 年度以降の事業内容の検討（廃止も含めて）が課題となっている。							
8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧みやぎ県産品魅力発信事業(旧宮城県産品風評対策強化事業)) 第3-B-1-No8	<p>■県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行うことにより、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。</p>					妥当	成果があった
	実施年度	事業実績	事業効果					
	平成 26, 27, 28 年度	<p>■実績</p> <p>○平成 26 年度</p> <p>①メディア招へいツアー</p> <p>②雑誌広告及びイベント出展</p> <p>③広告掲出等</p> <p>④みやぎ風プロジェクト事業</p> <p>○平成 27 年度</p> <p>①プロ野球球場を活用した情報発信</p> <p>②交通拠点を活用した情報発信</p> <p>③情報誌等を活用した情報発信</p> <p>④「食」の担い手創出</p> <p>⑤グルメサイトを活用した情報発信</p> <p>⑥県産食材を使用した飲食店フェアの開催</p> <p>⑦県外物産展を活用した消費体験の促進</p> <p>⑧関西圏における県産品魅力体感イベントの開催</p> <p>⑨東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催</p> <p>○平成 28 年度</p> <p>①交通拠点を活用した情報発信</p> <p>②情報誌等を活用した情報発信</p> <p>③「食」の担い手創出</p> <p>④グルメサイトを活用した情報発信</p> <p>⑤県産食材を使用した飲食店フェアの開催</p> <p>⑥県外物産展を活用した消費体験の促進</p> <p>⑦関西圏における県産品魅力体感イベントの開催</p> <p>⑧東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催</p> <p>⑨県産品インターネット販売支援</p>	<p>○各種広告媒体での広報や雑誌への広告記事掲出により、県産品のイメージアップと購入意欲の喚起が図られた。</p> <p>大消費地でのイベントの開催により、直接、県産品に触れる機会を創出し、知名度が向上し、県産品への好感が高まった。</p>					
	事業主体							
	県							
	担当課・室			事業・取組の方向性				
	食産業振興課			事故対策事業として継続				
	第3期へ向けての課題							
	○県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復については、重要で優先度が高い課題であることから、引き続き、実施していく必要がある。							

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
9	食産業ステージアッププロジェクト(うち 復興促進「商品づくり・販路開拓」支援事業) (旧食産業「再生期」スタートダッシュプロジェクト) 第3-B-1-No9	○沿岸部等で販路を失った県内中小企業に対し、販路の開拓及び拡大を図るために、新商品の開発や改良、首都圏等県内外での販路開拓活動を支援する。		妥当	成果があった	効率的		
	実施年度	事業実績					事業効果	
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 ①商品づくり支援： 37 件，補助金額：27,730 千円 ②販路開拓活動支援： 38 件，補助金額：9,910 千円 ③展示・商談会開催支援： 3 件，補助金額：3,750 千円					○商品づくり支援により，平成 26 年度に 71 商品，平成 27 年度に 92 商品の開発を支援し，商品化された。 ○販路開拓活動支援により，各種展示会や商談会への出展を支援し，2 カ年で 500 件を超える商談成約に結び付いた。	
	事業主体	○平成 27 年度 ①商品づくり支援： 32 件，補助金額：30,345 千円 ②販路開拓活動支援： 41 件，補助金額：8,676 千円 ③展示・商談会開催支援： 4 件，補助金額：3,843 千円					○展示・商談会開催支援により，団体による商談会開催を支援し商談機会を創出した。	
	担当課・室	○平成 28 年度(実施中) ①商品づくり支援：38 件 ②販路開拓活動支援：49 件 ③展示・商談会開催支援：4 件						
	食産業振興課							
事業・取組の方向性								
事故対策事業として継続								
第3期へ向けての課題								
○平成 30 年度以降の事業内容を検討し，引き続き販路開拓を支援することが必要である。								
10	食材王国みやぎの「食」ブランド化推進プログラム事業(うちみやぎの「食」ブランド再生支援事業) 第3-B-1-No10	■県産ブランド食材のブランド価値再生に向け，再生のスピードを速め，更なる価値と販売力の向上を図ります。		妥当	成果があった	概ね効率的		
	実施年度	事業実績					事業効果	
	平成 26, 27, 28 年度	■ぎんざげ ○実施団体：みやぎ銀ざげ振興協議会 ○取組内容：オリジナルサイト制作，プロモーションDVD制作，「みやぎ銀ざげ祭り」の開催PR，飲食店との銀ざげメニュータイアップ・スタンプラリーの実施，販促資材の作成等					○ぎんざげ 各種イベントの実施や販売資材でのPRにより，一般消費者，実需者の認知度向上，理解促進が図られた。 ○かき，ほや，ほたて，のり，わかめ 各種イベントにより，販路拡大や認知度向上が図られた。	
	事業主体	■かき，ほや(平成 24～継続実施)， ■ほたて，のり，わかめ(平成 26～実施) ○実施団体：宮城県漁業協同組合 ○取組内容：かき，ほや等PRイベント，シンポジウムの開催，各種養殖水産物を使った料理教室，販促資材の作成等					○いちご 新商品開発により，消費者からの高評価が得られたほか，宣伝会等を通じ，広く一般消費者の認知度向上が図られた。	
	担当課・室	■いちご ○実施団体：宮城県園芸作物ブランド化推進協議会 ○取組内容：民間企業連携の商品開発，レシピ作成，販路確保・拡大のための試食宣伝会，「仙台いちご」を使った商品開発，PR資材作成等						
	食産業振興課							
事業・取組の方向性								
事故対策事業として継続								
第3期へ向けての課題								
○当該事業は，平成 28 年度で終期。 ○平成 29 年度から，みやぎの「食」ブランド復興支援事業として実施。一定程度の知名度を有する県産品の付加価値向上と販売力向上を強気に推進する。								

【事業評価一覧】【第3-B-1】

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
11	農産物の放射性物質吸収抑制対策 第3-B-1-No11	■農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。		妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、カリ肥料の施用を実施 ○平成 26 年産： 水稲：20,594ha, 大豆：5,979ha, そば 138 平成 a ○平成 27 年産： 水稲：18,148ha, 大豆：5,983ha, そば 116 平成 a ○平成 28 年度： 水稲：4,194ha, 大豆：5,141ha, そば：105ha（見込み）	○東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、放射性吸収抑制対策を図った。 ○県内で生産された平成 28 年産の水稲・大豆・そばは、食品衛生法に基づく放射性物質基準値以下であり、安全性に問題がないことが確認されたものの、東日本大震災農業生産対策交付金の対象となる検出下限値の最高値を上回った検体が、大豆（14.8%）とそば（4.5%）で確認されている。 ○カリ対策の効果はあると判断しているが、特に大豆とそばについては、引き続きカリ対策を実施する必要がある。			
	事業主体					
	県, 市町村, その他					
	担当課・室					
	農産園芸環境課	第3期へ向けての課題				
○カリウム施用が、放射性吸収抑制対策として有効であることが確認されていることから、「実施計画（第3期）」計画期間においても吸収抑制対策を実施する方向である。						
事業・取組の方向性						
事故対策事業として継続						
12	草地土壌放射性物質低減対策事業 第3-B-1-No12	■暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の除染作業等を実施するための支援を行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■草地再生対策事業： 農協等に対する運転資金貸付 ○平成 26 年度：67,550 千円 ○平成 27 年度：68,600 千円 ○平成 28 年度：10,500 千円 ※平成 24 年度以降貸付総額： 1,338,390 千円	○農協が当事業の資金を活用し、除染に必要な資材購入費の支払を猶予したり、作業費用の仮払いを行うことにより、草地除染が進んだ。 ○また除染を行った牧草地の牧草調査の結果、ほぼ全てが利用できる牧草になり、県内畜産の自給飼料基盤の復旧を図ることができた。			
	事業主体					
	県, その他					
	担当課・室					
	畜産課	第3期へ向けての課題				
○県内牧草地の除染を推進し、牧草の利用ができる状態に復旧させるためには、引き続き当事業のように国補助金を活用などが必要である。ただし除染対象面積は大きく減少し、29 年度には終了する見込みである。このため、貸付金事業は平成 28 年度終了、国庫補助事業は 29 年度で終了見込みである。						
事業・取組の方向性						
事故対策事業として継続						
13	みやぎの肉用牛イメージアップ事業 第3-B-1-No13	■原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。		妥当	ある程度成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○仙台牛を始めとする県産牛肉のイメージ回復に向けた取り組みを行った。 ■消費拡大キャンペーン、宿泊キャンペーンの開催 ■新たな食べ方「仙台牛寿司」の企画と告知 ■駅弁コンテストの実施と優秀作品の商品化 ■仙台牛加工品（菓子等）の開発 ■仙台牛普及冊子・資材の作成	○県産牛肉の安全な検査及び生産体制のPRができた。「仙台牛」の認知度が上がり、ブランド力が向上した。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	畜産課	第3期へ向けての課題				
○平成 30 年度以降の事業内容を検討し、引き続き販路開拓を支援することが必要である。						
事業・取組の方向性						
事故対策事業として継続						

【事業評価一覧】【第3-B-1】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性		
	14	特用林産物放射性物質対策事業(うちきの生産再開促進事業) 第3-B-1-14	■資材購入や施設整備(露地栽培から施設栽培への転換)に対する補助を行い、特用林産物生産の経営再開を支援する。		妥当	成果があった	効率的	
実施年度		事業実績		事業効果				
平成26, 27, 28年度		■特用林産物生産再開支援 ○平成26年度 原木 157千本 オガ粉 2,859m ³ ○平成27年度 原木 179千本 オガ粉 2,758m ³ ○平成28年度(見込み) 原木 182千本 オガ粉 2,924m ³		○きのこ栽培のため不可欠である無汚染の原木やオガ粉を確保・支援したことで、栽培者や事業体の経営継続の意欲が高まり、県産きのこ栽培の継続が図られた。				
事業主体								
県								
担当課・室								
林業振興課								
第3期へ向けての課題								
○東電への掛かり増し分の賠償請求については、現在満額支払われていないことから、完全支払を強く要求していく必要がある。また、無汚染原木を購入し栽培している生産者の出荷制限解除を進めていく。								
				事業・取組の方向性				
				事故対策事業として継続				
15	特用林産物放射性物質対策事業(うち汚染ほだ木撤去集積事業) 第3-B-1-No15	■汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。		妥当	成果があった	効率的		
	実施年度	事業実績					事業効果	
	平成26年度	○ほだ場に放置された生産再開に支障を来している汚染ほだ木を以下の本数撤去及び一時保管場所への集積を行った。 ■集積本数 ○平成26年度: 21箇所 160千本					○汚染ほだ木等の一時的な撤去集積のスキームを東電合意の中で実施したため、経営再開を選択する生産者を確保することができた。	
	事業主体							
	県							
	担当課・室							
	林業振興課							
現状・背景・課題など								
○生産再開の支障となり撤去集積が必要とされた汚染ほだ木の一次的な処分は終了した。 ○今後は、一時集積場所からの最終処分が必要なほだ木の処理対応が課題。								
				事業・取組の方向性				
				終了				
16	水産都市活力強化対策支援事業 第3-B-1-No16	■流通・販売に直結する戦略的な取組を支援し、震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進する。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的		
	実施年度	事業実績					事業効果	
	平成26, 27, 28年度	○水産加工データベース(サカナップみやぎ)を活用した販路開拓支援 ○水産加工品のマーケティング調査・販路開拓支援 ○県外中央卸売市場と連携した展示・商談会の開催 ○企業連携による販路拡大の支援 ○「みやぎ水産の日」を核とした県産水産物のPR活動 ○生産体制強化、販売支援への補助					○水産加工データベースを活用した逆指名型の商談会の開催や県内水産加工直売所マップの作成等により販路開拓の支援を行うことができた。 ○首都圏等における県産水産物のマーケティング調査やバイヤー等への営業代行を行うことができた。 ○名古屋市中央卸売市場や大阪市中央卸売市場と連携した商談会を開催し、関西方面等への販路開拓を支援した。 ○「みやぎ水産の日」の取組により県内を中心とした県産水産物の認知度向上に一定の効果があった。	
	事業主体							
	県							
	担当課・室							
	水産業振興課							
第3期へ向けての課題								
○風評被害に加え、加工原料となる水産資源の減少や輸入原料の高騰の他、雇用人員や後継者の不足など水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後もよりきめ細かい支援を行う必要がある。								
				事業・取組の方向性				
				事故対策事業として継続				

2 技術的支援

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績	事業効果			
1	県産農林水産物放射性物質対策事業 【再掲】 第3-B-2-No1	■原子力災害対策特別措置法第20条の規定に基づき、出荷・流通前における県産農林水産物の安全を確認するため、国のガイドライン等に則り放射性物質検査を実施する。		妥当	成果があった	効率的
	平成26, 27, 28年度	■検査数 ○平成26年度：5,464点 ○平成27年度：5,066件 ○平成28年度：5,000件（見込み）	○適切な検査の実施により基準値を超過する農林水産物の流通防止を行ったほか、検査結果を迅速に公表することで、消費者の不安解消を図ることができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	食産業振興課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○現在の検査体制で県産農林水産物の安全性は確保されていると判断されるが、県産品に対する風評被害が解消されていないことから、引き続き同等の検査を実施していくこととする。			事故対策事業として継続			
2	県産農林水産物放射性物質対策事業（うち放射性物質影響検証事業） 【再掲】 第3-B-2-No2	■農畜産物及び農用地の土壌等に対する放射性物質の影響調査を行う。		妥当	成果があった	効率的
	平成26年度	○平成26年度：6市町（終了）	○市町村が実施する放射性物質測定調査体制づくりを支援することができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	食産業振興課					
現状・背景・課題など			事業・取組の方向性			
○市町村の影響検証経費への補助（国庫）廃止のため。			終了			
3	農産物放射能対策事業（放射性物質吸収要因解析調査） 第3-B-2-No3	■安全・安心な農産物の生産を確保するため、農産物や農地土壌等の放射性物質濃度の測定結果をもとに、今後の営農対策等の検討に役立つデータ等を整備し、市町村等の関係機関・団体、農業者等に対し、必要な営農対策等について指導助言を行う。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	平成26, 27, 28年度	■農地土壌中の交換性放射性セシウム測定数 ○平成26年度 県南部42点、県北部63点 ○平成27年度 県南部62点、県北部88点 ○平成28年度 県南部12点、県北部5点 ■果樹（ブルーベリー・カキ・ユズ）における放射性セシウム吸収要因の解明と吸収抑制対策技術の検討 ○ブルーベリー 抑制効果：せん定→判然とせず カリ施用→効果あり 個体樹木の果実中放射性セシウム濃度の動向確認 ○カキ及びユズ 抑制効果：せん定→判然とせず ■農協への放射性物質検査経費補助 ○古川農協 検査機器の点検校正 ○いわでやま農協 検査機器の点検校正 ○みどりの農協 検査機器の点検校正 ○加美よつば農協 検査機器の点検校正及び検査消耗品購入 ○栗っこ農協 検査機器の点検校正 ○みやぎ登米農協 検査機器の点検校正及び検査消耗品購入	○放射性物質吸収要因解析調査 ・県南部と県北部では、農地土壌中の総放射性セシウム中の交換性放射性セシウムの含有に差があることが確認できたので、農家へのカリ肥料散布指導の参考となった。 ○果樹（ブルーベリー・カキ・ユズ）における放射性セシウム吸収要因の解明と吸収抑制対策技術の検討 ・ブルーベリーの出荷前放射性物質検査等のためのサンプリング方法指導の参考となった。 ○農協への放射性物質検査経費補助 古川農協 33類型、15品目、301検体 いわでやま農協 44類型、21品目、97検体 みどりの農協 55類型、20品目、161検体 加美よつば農協 36類型、18品目、2228検体 栗っこ農協 122類型、14品目、705検体 みやぎ登米農協 30類型、4品目、1071検体			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	農産園芸環境課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○農作物ごとの具体的なカリ肥料施用方法を明らかとする必要がある。			事故対策事業として継続			

【事業評価一覧】【第3-B-2】

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	実施年度	事業実績			
農産物の放射性物質吸収抑制対策 【再掲】 第3-B-2-No4	■農産物の放射性物質吸収抑制のための経費を助成し、安全な農産物を供給する。		妥当	成果があった	概ね効率的
平成 26, 27, 28 年度	■東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、カリ肥料の施用を実施 ○平成 26 年産：カリ肥料施用 水稲：20,594ha, 大豆：5,979ha, そば 138 平成 a ○平成 27 年産：カリ肥料施用 水稲：18,148ha, 大豆：5,983ha, そば 116ha ○平成 28 年度：カリ肥料施用 水稲：4,194ha, 大豆：5,141ha, そば：105ha（見込み）	○東日本大震災農業生産対策交付金のメニュー「放射性物質の吸収抑制対策」等を活用し、放射性吸収抑制対策を図った。 ○県内で生産された平成 28 年産の水稲・大豆・そばは、食品衛生法に基づく放射性物質基準値以下であり、安全性に問題がないことが確認されたものの、東日本大震災農業生産対策交付金の対象となる検出下限値の最高値を上回った検体が、大豆（14.8%）とそば（4.5%）で確認されている。カリ対策の効果はあると判断しているが、特に大豆とそばについては、引き続きカリ対策を実施する必要がある。			
事業主体	県, 市町村, その他		事業・取組の方向性		
担当課・室	農産園芸環境課		事故対策事業として継続		
第3期へ向けての課題					
○カリウム施用が、放射性吸収抑制対策として有効であることが確認されていることから、「実施計画（第3期）」計画期間においても吸収抑制対策を実施する方向である。					
事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
実施年度	事業実績	事業効果			
放射性物質影響調査事業 （原乳，粗飼料，草地土壌等） 【再掲】 第3-B-2-No5	■原乳における放射性物質検査を実施し、消費者に対して安全・安心を確保するとともに、畜産物への放射能の影響を低減する飼養管理を指導するため、粗飼料や草地土壌等の放射性物質濃度の検査を行う		妥当	成果があった	効率的
平成 26, 27, 28 年度	■調査品目 ○「原乳」 県内5集乳施設から毎週検体を採材し、放射性物質検査を実施し、県ホームページで公表した。 ○「粗飼料」 牧草等について県内モニタリング調査を実施し、安全性を確認した上で畜産農家での利用の可否を判断した。 ○「牧草土壌等」 畜産試験場・県内公共放牧場の土壌や生産された粗飼料等の調査や知見の収集を実施し、得られた牧草等への放射性物質の移行等の知見を基に農家指導等を実施した ■調査数 ○「原乳」 平成 26 年度：250 点 平成 27 年度：125 点 平成 28 年度：95 点 （平成 28. 12. 31 現在） ○「粗飼料」 平成 26 年度：3,332 点 平成 27 年度：1,973 点 平成 28 年度：1,098 点 （平成 28. 12. 31 現在）	○本事業の実施により、畜産農家における安全性の確保及び消費者に対する放射能汚染への不安を解消し、安全安心な県産畜物の生産及び流通・消費を確保している。			
事業主体	県		事業・取組の方向性		
担当課・室	畜産課		事故対策事業として継続		
第3期へ向けての課題					
○状況に応じた検査件数・内容を検討し、対応していく。					

6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	草地土壌放射性物質低減対策事業 【再掲】 第3-B-2-No6	■暫定許容値を超えない安全な牧草を生産するため草地の除染作業等を実施するための支援を行う。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■草地再生対策事業： 農協等に対する運転資金貸付 ○平成 26 年度：67,550 千円 ○平成 27 年度：68,600 千円 ○平成 28 年度：10,500 千円 ※平成 24 年度以降貸付総額： 1,338,390 千円	○農協が当事業の資金を活用し、除染に必要な資材購入費の支払を猶予したり、作業費用の仮払いを行うことにより、草地除染が進んだ。 ○また除染を行った牧草地の牧草調査の結果、ほぼ全てが利用できる牧草になり、県内畜産の自給飼料基盤の復旧を図ることができた。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県, その他					
	担当課・室	○県内牧草地の除染を推進し、牧草の利用ができる状態に復旧させるためには、引き続き当事業のように国補助金を活用などが必要である。ただし除染対象面積は大きく減少し、29 年度には終了する見込みである。このため、貸付金事業は平成 28 年度終了、国庫補助事業は 29 年度で終了見込みである。				
	畜産課					
第3期へ向けての課題						
○県内牧草地の除染を推進し、牧草の利用ができる状態に復旧させるためには、引き続き当事業のように国補助金を活用などが必要である。ただし除染対象面積は大きく減少し、29 年度には終了する見込みである。このため、貸付金事業は平成 28 年度終了、国庫補助事業は 29 年度で終了見込みである。						
7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	特用林産物放射性物質対策事業(うちきのこ生産再開促進事業) 【再掲】 第3-B-2-No7	■資材購入や施設整備(露地栽培から施設栽培への転換)に対する補助を行い、特用林産物生産の経営再開を支援する。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■特用林産物生産再開支援 ○平成 26 年度 原木 157 千本 オガ粉 2,859m ³ ○平成 27 年度 原木 179 千本 オガ粉 2,758m ³ ○平成 28 年度(見込み) 原木 182 千本 オガ粉 2,924m ³	○きのこ栽培のため不可欠である無汚染の原木やオガ粉を確保・支援したことで、栽培者や事業体の経営継続の意欲が高まり、県産きのこ栽培の継続が図られた。			
	事業主体	第3期へ向けての課題		事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	○東電への掛かり増し分の賠償請求については、現在満額支払われていないことから、完全支払を強く要求していく必要がある。また、無汚染原木を購入し栽培している生産者の出荷制限解除を進めていく。				
	林業振興課					
第3期へ向けての課題						
○東電への掛かり増し分の賠償請求については、現在満額支払われていないことから、完全支払を強く要求していく必要がある。また、無汚染原木を購入し栽培している生産者の出荷制限解除を進めていく。						
8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	特用林産物放射性物質対策事業(うち汚染ほだ木撤去集積事業) 【再掲】 第3-B-2-No8	■汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 終了		
	平成 26 年度	○ほだ場に放置された生産再開に支障を来している汚染ほだ木を以下の本数撤去及び一時保管場所への集積を行った。 ■集積本数 ○平成 26 年度： 21 箇所 160 千本	○汚染ほだ木等の一時的な撤去集積のスキームを東電合意の中で実施したため、経営再開を選択する生産者を確保することができた。			
	事業主体	現状・背景・課題など		事業・取組の方向性 終了		
	県					
	担当課・室	○生産再開の支障となり撤去集積が必要とされた汚染ほだ木の一次的な処分は終了した。 ○今後は、一時集積場所からの最終処分が必要なほだ木の処理対応が課題。				
	林業振興課					
現状・背景・課題など						
○生産再開の支障となり撤去集積が必要とされた汚染ほだ木の一次的な処分は終了した。 ○今後は、一時集積場所からの最終処分が必要なほだ木の処理対応が課題。						

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
9	特用林産物放射性物質対策事業(うち特用林産物流通促進事業) 第3-B-2-No9	■特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全な流通システムの確保に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■説明会・講習会の開催 ○出荷制限解除に必要な取組や解除後の流通管理等 ○5回開催 参加人数 104人 ■汚染地域における露地栽培試験 ○「森林除染実証事業」 ほだ場の除染効果調査 11市町・32箇所 ○「しいたけ栽培における放射性物質低減化実証試験」 露地栽培での子実体濃度測定 10市町村・16箇所	○説明会・講習会の開催 生産流通システムの再構築のため、安全・安心な栽培上の取組等について、生産者に周知を図ることができた。 ○汚染地域における露地栽培試験 事業成果・試験結果は、安全・安心な原木きのこ栽培マニュアル作成の基礎資料となった。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○ほだ木等の放射性物質移行調査や露地栽培試験における子実体濃度の検証等については、経過観察が必要であり事業を継続する。			事故対策事業として継続			
10	特用林産物産地再生支援事業(うち特用林産物産地環境整備事業) 第3-B-2-No10	■生産者団体が出荷制限解除を目指して行うきのこ栽培工程管理のうち、東京電力の損害賠償対象になっていない資機材の購入経費及び人工ほだ場やビニールハウス等の施設整備を支援する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 3件(パイプハウス整備等) ○平成 27 年度 5件(人工ほだ場新設等) ○平成 28 年度 6件(ビニールハウス張り替え等) ※ 現在 5 件実施中	○施設整備を支援することにより、必要な栽培工程管理の実施が可能となり、特用林産物の生産振興が図られた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○出荷制限解除が進む中、更に栽培工程管理を実施ための施設や資機材が必要になってくることが考えられることから、継続実施とする。			事故対策事業として継続			
11	森林除染実証事業 第3-B-2-No11	■森林やほだ場における除染が適切に行われるよう、空間放射線線量率の測定を行うとともに、竹林等の除染技術の実証を行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■森林の状況調査 ○空間放射線量率：309箇所 ○落葉層及び土壌のCs濃度：65箇所 ■ほだ場の状況調査 ○空間線量率・土壌Cs濃度：104箇所 ■除染実証試験 ○森林(間伐・皆伐と落葉除去組み合わせ) 6箇所 ○ほだ場(ほだ木と落葉の除去等) 32箇所 ○竹林(伐竹と落葉の除去等) 6箇所	○県内全域の森林及びほだ場の状況が把握できた。 ○森林・ほだ場・竹林における除染作業実施の効果を検証できた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性			
○放射能汚染による影響が長期間に及ぶため、森林汚染状況モニタリング調査を維持し、長期的な汚染状況の推移を観察するとともに、効果的な除染手法を実証するために、除染効果も長期的にモニタリングする必要がある。			事故対策事業として継続			

【事業評価一覧】【第3-B-2】

12	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	ほだ木等原木林再生実証事業 第3-B-2-No12	■ほだ木等原木林の再生と将来に向けた原木の安定供給を図るため、汚染された原木林を伐採・更新し、放射性物質の萌芽への移行について確認し将来的に原木林として活用するための検証を行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績		事業効果		
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 更新伐 10 箇所 20.4ha 放射性物質濃度測定 270 検体		○ほだ木として利用できない原木林について、伐採・更新することによる萌芽枝の放射性物質濃度の低減効果や、周辺環境との放射性物質濃度の相関について検討することで、ほだ木として利用可能な原木林の再生に向けたデータ収集を行った。		
	事業主体	○平成 27 年度 更新伐 10 箇所 20.35ha 放射性物質濃度測定 450 検体				
	県	○平成 28 年度 更新伐 10 箇所 16.8ha 放射性物質濃度測定				
	担当課・室	(取りまとめ中)				
	林業振興課			事業・取組の方向性		
第3期へ向けての課題						
○これまで設定してきた試験地（更新伐実施箇所）について、今後は萌芽枝の放射性物質濃度を継続して測定し、萌芽枝への移行や土壌・落葉からの影響について精査し、原木林再生の方向を探る。						
13	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	農産物の放射性物質対策に関する技術情報 第3-B-2-No13	■農産物の放射性物質対策に関する技術情報を随時提供し、消費者の求める安全で信頼される農産物の生産に資する。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績		事業効果		
	平成 26, 27, 28 年度	○農産物の放射性物質検査を実施した。（農産物放射能対策事業（農産物、水田土壌等の放射性物質検査等））		○農地土壌中の放射性物質の吸収抑制対策検討の参考とすることができた。 ○安全安心な県産畜産物の生産及び流通・消費が確保された。 ○農産物への放射性物質吸収抑制対策等の技術情報の提供により基準値を超過した農産物が市場に流通しなかった。		
	事業主体	○農地土壌中の放射性物質濃度を測定した。（農作物放射能対策事業（水田土壌等の放射性物質検査等））				
	県	○草地の牧草検査を実施した。（放射性物質影響調査事業（原乳、粗飼料、草地土壌等））				
	担当課・室	○除染・吸収抑制対策の検討を行った。（農産物放射能対策事業（放射性物質吸収要因解析調査）） ○放射性物質や吸収抑制対策に対する理解の促進のため、農業者等に情報提供を行った。				
	農業振興課, 農産園芸環境課, 畜産課			事業・取組の方向性		
現状・背景・課題など						
事業内容を他の事故対応事業で継続する。						
14	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	水産物安全確保対策事業（魚市場における検査員のスキルアップ） 第3-B-2-No14	■水産加工品における放射能測定を実施する被災した水産加工業協同組合等に簡易測定器を導入する。また、それらの検査員を対象とした研修会開催等を通じ、検査員としてのスキルアップと意識の醸成を図る。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績		事業効果		
	平成 26, 27, 28 年度	○技術研修会開催 日時：平成25年3月5日 場所：県水産技術総合センター 参加者：31名		○検体の作り方から、測定方法までを研修してもらうことで、検査員個々の検査精度を高めることができ、産地毎に正確な検査体制を整えることが可能になった。		
	事業主体	○簡易測定器の保守点検時における操作指導（毎年定期保守点検時）				
	県					
	担当課・室					
	水産業振興課			事業・取組の方向性		
第3期へ向けての課題						
○引き続き、必要に応じて研修を行うとともに、定期的な操作指導を行っていく。						

【事業評価一覧】【第3-B-2】

15	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	放射線・放射能広報事業 (放射能県民安心事業) 第3-B-2-No15	■簡易型放射能測定機器に関して、市町村職員を対象とした測定方法に関する講習会を開催し、市町村の測定担当者等の実務能力向上を図る。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度：1 回 ○平成 27 年度：1 回 ○平成 28 年度：1 回	○市町村職員による正確な測定と依頼者に対する説明により、県民の不安の払拭につながった。			
	事業主体	県, 市町村		第3期へ向けての課題 ○持込測定など測定に関する実務能力の向上を図る必要がある。		
	担当課・室					
	原子力安全対策課					
第3期へ向けての課題						
○持込測定など測定に関する実務能力の向上を図る必要がある。						
16	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	工業製品放射線関連風評被害対策事業 【再掲】 第3-B-2-No16	■県内で生産される工業製品について残留放射能を測定し、結果を報告書として提供する技術支援を行う。		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	■測定数 ○平成 26 年度：89 件 ○平成 27 年度：67 件 ○平成 28 年度：55 件（見込み）	○県内で製造した工業製品の放射線を測定することにより、その安全性を確認し、風評被害の防止に効果をあげた。 ○測定結果の証明書を発行することにより、公的機関等の証明が必要とされる場合に対応することができた。			
	事業主体	県		第3期へ向けての課題 ○製造品の放射線に関する安全性を確認するためには、測定を実施しなければならないので、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においても、維持継続する方向である		
	担当課・室					
	新産業振興課					
第3期へ向けての課題						
○製造品の放射線に関する安全性を確認するためには、測定を実施しなければならないので、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においても、維持継続する方向である						
17	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	畜産試験場家畜管理 第3-B-2-No17	■畜産試験場における畜産物生産時の放射性物質汚染の拡大防止対策の実施により得られる知見等を、生産者に対する指導に利活用する。		妥当	ある程度成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性 通常事業として継続		
	平成 26, 27, 28 年度	○畜産農家における牧草地の除染時の指導を実施した。 ○特に、再除染が必要（除染後の牧草地からの収穫牧草が、許容値を超過）時の指導を関係機関と連携の上で実施した。	○除染等の技術の知見が少ない中で畜産試験場の保有する知見等を活用した指導により効果的な除染等が実施できた。			
	事業主体	県		現状・背景・課題など ○除染・再除染の指導等については、他事業（給与自粛牧草等処理円滑化事業、草地土壌放射性物質低減対策事業）により継続実施。		
	担当課・室					
	畜産課					
現状・背景・課題など						
○除染・再除染の指導等については、他事業（給与自粛牧草等処理円滑化事業、草地土壌放射性物質低減対策事業）により継続実施。						

3 情報発信等

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 【再掲】 第3-B-3-No1	■震災で県産農林水産物が大規模な被害を受けたことから、被災地の状況に回復するまでの間、補助対象団体が実施するメディアの活用、海外バイヤー対応などの事業に補助することにより、復興状況に合わせた県産PR活動等を支援する。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度：5団体14件 ○平成27年度：6団体10件 ○平成28年度：6団体6件（見込み）	○各団体が実施する首都圏や海外での県産農林水産物等のPR活動を支援することにより、県産品の認知度向上や安全安心PRによる風評払拭を促進することができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	食産業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○平成29年度については、引き続き同内容で事業を実施していく予定としているが、予算上は平成29年度が終期となっており、平成30年度以降の事業内容の検討（廃止も含めて）が課題となっている。					
	事業・取組の方向性					
	事故対策事業として継続					
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧みやぎ県産品魅力発信事業(旧宮城県産品風評対策強化事業)) 【再掲】 第3-B-3-No2	■県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行うことにより、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度 ①メディア招へいツアー ②雑誌広告及びイベント出展 ③広告掲出等 ④みやぎ風プロジェクト事業 ○平成27年度 ①プロ野球球場を活用した情報発信 ②交通拠点を活用した情報発信 ③情報誌等を活用した情報発信 ④「食」の担い手創出 ⑤グルメサイトを活用した情報発信 ⑥県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑦県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑧関西圏における県産品魅力体感イベントの開催 ⑨東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催 ○平成28年度 ①交通拠点を活用した情報発信 ②情報誌等を活用した情報発信 ③「食」の担い手創出 ④グルメサイトを活用した情報発信 ⑤県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑥県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑦関西圏における県産品魅力体感イベントの開催 ⑧東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催 ⑨県産品インターネット販売支援	○各種広告媒体での広報や雑誌への広告記事掲出により、県産品のイメージアップと購入意欲の喚起が図られた。 ○大消費地でのイベントの開催により、直接、県産品に触れる機会を創出し、知名度が向上し、県産品への好感が高まった。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	食産業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復については、重要で優先度が高い課題であることから、引き続き、実施していくことが必要である。					
	事業・取組の方向性					
	事故対策事業として継続					

3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	特用林産物放射性物質対策事業(うち特用林産物流通促進事業) 【再掲】 第3-B-3-No3	■特用林産物やほだ木など各種林産物の安心・安全な流通システムの確保に向け、特用林産物の放射性物質に係るセミナー・講習会を開催するとともに、ほだ木等の放射性物質移行調査を行う。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	■説明会・講習会の開催 ○出荷制限解除に必要な取組や解除後の流通管理等 ○5回開催 参加人数 104人 ■汚染地域における露地栽培試験 ○「森林除染実証事業」 ほだ場の除染効果調査 11市町・32箇所 ○「しいたけ栽培における放射性物質低減化実証試験」 露地栽培での子実体濃度測定 10市町村・16箇所	○説明会・講習会の開催 生産流通システムの再構築のため、安全・安心な栽培上の取組等について、生産者に周知を図ることができた。 ○汚染地域における露地栽培試験 事業成果・試験結果は、安全・安心な原木きこの栽培マニュアル作成の基礎資料となった。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	林業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○ほだ木等の放射性物質移行調査や露地栽培試験における子実体濃度の検証等については、経過観察が必要であり事業を継続する。					
	事業・取組の方向性					
	事故対策事業として継続					
4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	水産都市活力強化対策支援事業 【再掲】 第3-B-3-No4	■流通・販売に直結する戦略的な取組を支援し、震災によりシェアを失った本県産水産加工品等水産物の販売を強力に推進する。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○水産加工データベース(サカナアップみやぎ)を活用した販路開拓支援 ○水産加工品のマーケティング調査・販路開拓支援 ○県外中央卸売市場と連携した展示・商談会の開催 ○企業連携による販路拡大の支援 ○「みやぎ水産の日」を核とした県産水産物のPR活動 ○生産体制強化、販売支援への補助	○水産加工データベースを活用した逆指名型の商談会の開催や県内水産加工直売所マップの作成等により販路開拓の支援を行うことができた。 ○首都圏等における県産水産物のマーケティング調査やバイヤー等への営業代行を行うことができた。 ○名古屋市中央卸売市場や大阪市中央卸売市場と連携した商談会を開催し、関西方面等への販路開拓を支援した。 ○「みやぎ水産の日」の取組により県内を中心とした県産水産物の認知度向上に一定の効果があった。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	水産業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○風評被害に1に加え、加工原料となる水産資源の減少や輸入原料の高騰の他、雇用人員や後継者の不足など水産業を取り巻く環境は厳しさを増しており、今後もよりきめ細かい支援を行う必要がある。					
	事業・取組の方向性					
	事故対策事業として継続					
5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	観光復興緊急対策事業 第3-B-3-No5	■震災により県内観光に大きな影響が生じていることから、県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や誘客キャラバン等を実施します。				
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施(2回) ○平成 27 年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施(2回) ○平成 28 年度： 雑誌・新聞への特集掲載 首都圏での観光キャラバンの実施(2回)	○旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。 ○首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気をPRすることができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	観光課					
	第3期へ向けての課題					
	○多くの方々に、本県の安全・安心をPRし、風評の影響を払拭するためには、多くの旅行雑誌などに広く記事を掲載し、また、JR 駅など、不特定多数の方々に対して、直接的で効果的なPRを行わなければならないので、当該事業は、「実施計画(第3期)」計画期間においては、継続する方向である。					
	事業・取組の方向性					
	事故対策事業として継続					

【事業評価一覧】【第3-B-3】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
		事業実績	事業効果			
6	みやぎ観光復興イメージアップ事業 第3-B-3-No6	■震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、JR等と連携した首都圏PRを行います。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	■プロスポーツと連携した観光客誘客事業				
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度：3チーム ○平成27年度：3チーム ○平成28年度：3チーム				
	事業主体	■JRと連携した首都圏PR事業				
	県	○平成26年度：2回 ○平成27年度：2回 ○平成28年度：2回				
	担当課・室					
	観光課					
第3期へ向けての課題						
○プロスポーツとの連携に当たっては、観客の多くが来県するため、観光に結びつきやすいことから、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においては、維持する方向である。 ○JRとの連携事業については、本事業の短期間での実施事業と、通常事業をはじめとする各種事業を効果的に連携させて実施することとし、維持する方向である。						
				事業・取組の方向性		
				事故対策事業として継続		
7	みやぎ復興ツーリズム推進事業 第3-B-3-No7	■旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行い、本県への観光客の誘致の促進を図るため。		妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	■教育旅行モニターツアー				
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度：2回 10名参加 ○平成27年度：2回 15名参加 ○平成28年度：2回 11名参加				
	事業主体	○北海道や関西以西の学校教員に現状を見てもらい、本県の復興ツーリズムを知ってもらうきっかけとなった。 ○モニターツアーで来県後、5校が本県を修学旅行の訪問先に選んでいた。				
	県					
	担当課・室					
	観光課					
現状・背景・課題など						
○「実施計画（第3期）」計画期間においては、事業の効率化を図るため、教育旅行モニターツアーの中で復興ツーリズムのPRを合わせて実施することとした。 ○復興ツーリズムについては、本県への誘客を図る際には強く情報発信していく必要があるが、これまで実施している教育旅行関係事業の中で併せてPRしていくこととする。						
				事業・取組の方向性		
				通常事業として継続		
8	風評被害等観光客実態調査事業 第3-B-3-No8	■震災から3~5年を経過することから、観光客の動態及び県内観光事業者の被害実態を把握し、風評被害の実態を検証することにより、今後の政策を検討する資料とする。		概ね妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	実施年度	■観光客へのアンケート調査（平成28年度：見込み）				
	平成26, 27, 28年度	○年4回、四半期毎に実施 ○日本人対象：1回あたりの調査のサンプル数100人×10地点=1,000サンプル ※平成27年度は調査を拡大し、年合計6,400サンプル				
	事業主体	○外国人対象：1回あたりの調査のサンプル数50人×1地点=50サンプル ※平成27, 28年度に実施。				
	県	○Webによるアンケート調査 年1回、9月に実施 年代別に、関東圏500人、関西圏500人の計1,000人を対象。				
	担当課・室	○観光事業者へのヒアリング調査 4エリア別に、「観光施設」、「宿泊施設」、「飲食・物販」の職種ごとに2事業者を選定し計24者を対象				
	観光課					
第3期へ向けての課題						
○首都圏及び関西圏在住者を対象としたWebアンケート調査では、福島原発の影響等に不安を感じる人の割合が依然として約4割存在することから、県外からの誘客を促進するためにも、引き続き風評被害払拭のための情報発信事業等を実施するとともに、観光客動態及び風評被害の影響について把握していく必要がある。						
				事業・取組の方向性		
				事故対策事業として継続		

【事業評価一覧】【第3-B-3】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性				
	9	外国人観光客災害復興緊急誘致促進事業 第3-B-3-No9	■震災の発生以降、大幅に減少している外国人観光客の積極的な誘致を図るため、観光地の復興等について正確な情報を提供するとともに、安心して来県できる態勢づくりを行う。	妥当	成果があった	効率的			
実施年度		平成 26, 27, 28 年度							
事業主体		■東京都と連携して、大連及び上海での商談会及び招請事業を実施 ○平成 26 年度 商談会 50 社参加 招請 8 社参加 ○平成 27 年度 商談会 51 社参加 招請 8 社参加 ○平成 28 年度 商談会 87 社参加 招請 7 社参加							
担当課・室		○中国からの観光客宿泊者数 平成 26 年 11,550 人 平成 27 年 19,870 人 平成 28 年 31,690 人（速報値） ⇒平成 26 年の約 3 倍と大きな成果が出ている。							
観光課									
第3期へ向けての課題			事業・取組の方向性						
○中国市場を対象として、観光客の誘致を進めるためには、仙台・宮城及び東北の安全安心を継続的、持続的にPRすることが必要である。 ○加えて、中国人観光客に人気の高い「東京都」「北海道」と連携することによって、多くの観光客を東北に呼び込むことが必要である。 ○このことから「実施計画（第3期）」計画期間においては、取組を拡充する方向である。			事故対策事業として継続						
10	放射線・放射能広報事業（放射線等に関するセミナー・相談会の開催、出前講座の拡充、広報媒体の活用） 【再掲】 第3-B-3-No10	○放射線等に関する正しい知識の普及・啓発に努め、県民の不安を解消する。	妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	平成 26, 27, 28 年度							
	事業主体	■放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ○平成 26 年度：242 件 ○平成 27 年度：96 件 ○平成 28 年度：59 件 （平成 28 年 12 月 31 日現在） ■放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ○アクセス数：1,167,915 人 （平成 28 年 12 月 31 日現在） ○放射線・放射能に関するセミナーの開催 ○平成 26 年度：1 会場 41 人 ○平成 27 年度：3 会場 91 人 ○平成 28 年度：3 会場 83 人 ■みやぎ出前講座の実施 ○平成 26 年度：2 団体 22 人 ○平成 27 年度：3 団体 67 人 ○平成 28 年度：0 団体 0 人（見込み） ■放射線・放射能に関するパンフレットの作成・改定 ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらし（日本語版）」 平成 26, 27, 28 年度改定 ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらし（英語版）」 平成 26 年 2 月作成 ○「宮城県放射線・放射能 Q&A」 平成 26 年 3 月作成、平成 27 年 12 月改定 ■県政だよりへの記事掲載 平成 28 年 11・12 月号							
	担当課・室	○各種広報媒体を駆使して、県民にタイムリーに情報を提供し、放射線知識の普及と不安の解消に役立てられている。 ■放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ○平成 26 年度：41 人 アンケート結果 参考になった以上 83.3% ○平成 27 年度：91 人 参考になった以上 86.1% ○平成 28 年度：83 人 参考になった以上 94.0%							
	原子力安全対策課								
	第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性			
	○事故から 6 年を経過しても、なお、県民の放射線・放射能に対する不安は根強く、放射線・放射能広報事業の必要性が認められるため、他県の取り組みをも参考にしながら「実施計画（第3期）」にも実施を継続して行く。					事故対策事業として継続			

【事業評価一覧】【第3-B-3】

11	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	農林水産物の安全宣言等 第3-B-3-No11	→県産農林水産物等イメージアップ推進事業（※別記） →みやぎ県産品魅力発信事業（※別記）				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性	通常事業として継続	
	平成26年度	○平成26年度 →県産農林水産物等イメージアップ推進事業（※別記） →みやぎ県産品魅力発信事業（※別記）	○平成26年度 →県産農林水産物等イメージアップ推進事業（※別記） →みやぎ県産品魅力発信事業（※別記）			
	事業主体					
	県					
	担当課・室	現状・背景・課題など				
	食産業振興課	○県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復については、今後、復興状況に合わせた関係団体主体による取組がより一層重要であることから、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においては、既存事業（県産農林水産物等イメージアップ推進事業）等を活用した関係団体を主体とする取組に移行する。				
12	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	安全・安心な観光地の周知等 第3-B-3-No12	■震災の影響により県内への観光を手控えている県外の観光客に対して、正確な観光情報を広報し、原発事故による風評の影響を払拭する。				
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性	通常事業として継続	
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施（2回） ○平成27年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施（2回） ○平成28年度： 雑誌・新聞への特集掲載 首都圏での観光キャラバンの実施（2回）	○旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。 ○震災後の状況に合わせて、既存パンフレットを修正することによって、観光客が安心して旅行をすることができた。 ○首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気をPRすることができた。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室	現状・背景・課題など				
	観光課	■多くの方々に、本県の安全・安心をPRし、風評の影響を払拭するためには、多くの旅行雑誌などに広く記事を掲載し、また、JR駅頭など、不特定多数の方々に対して、直接的で効果的なPRを行わなければならないので、維持する方向である。（観光復興緊急対策事業で事業を実施する。）				
13	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	日本貿易振興機構仙台貿易情報センター負担金（風評被害対策事業） 第3-B-3-No13					
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性	事故対策事業として継続	
	平成26, 27, 28年度	○平成26年度： 「宮城県貿易関係企業名簿2014」作成 ○平成27年度： 海外メディア招聘事業実施（3か国） ○平成28年度： 「宮城県貿易関係企業名簿2016」作成	○「宮城県貿易関係企業名簿2014」の作成により、海外ビジネスに取り組む被災事業者等の数や業種、海外との取引動向等を把握するとともに、ジェトロのネットワーク等を活用し、本県の放射能検査体制や県内の名産品を国内外に広く周知した。 ○台湾、香港、中国のジャーナリストを招聘し、県内の復興状況や県産品の安心・安全をPRすることにより、風評の払拭を図り、観光客の増加や海外取引等の促進に取り組んだ。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室	第3期へ向けての課題				
	海外ビジネス支援室	○未だ根強く残る原発事故の風評の払拭に向け、正しい情報の発信や県産品の安心安全・県観光地のPR等を効率的に行っていく必要があることから、「実施計画（第3期）」計画期間においても引き続き事業を継続する方向である。				

【事業評価一覧】【第3-B-3】

事業名又は取組名		事業・取組の目的			必要性	有効性	効率性			
14	農林水産物等輸出品目に対する規制緩和の働きかけ 第3-B-3-No14	■諸外国における農林水産物等の輸出規制について、諸外国に対し働きかけを行うよう国に対し要望するとともに、海外において安全性のPRを行う。			妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績		事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■政府要望 ○平成26年度～平成28年度		○諸外国において輸入規制を緩和する国もあるものの、台湾では規制が強化されたことから、政府要望を継続していく。 ○海外バイヤーや消費者等に県産品の魅力、安全性を直接PRすることができた。						
	事業主体	■海外見本市等でのPR								
	県		見本市					商談会	フェア	計
	担当課・室	H26	2					0	2	4
	食産業振興課	H27	2	2				2	6	
	H28	0	2	6	8					
第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性					
○規制が解除されるまでは継続して取り組む必要がある。					事故対策事業として継続					
15	みやぎの農産物直売所等魅力発信支援事業(旧農産物直売・農産加工ビジネス支援事業) 第3-B-3-No15	■東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故による風評被害がまだに払拭されない状況にある宮城県内の農産物直売所、農漁家レストラン及び農漁家民宿(以下、直売所等)において、スタンプラリーやキックオフイベントの開催、消費者バスツアーの実施、メディアによる集中啓発及びPR冊子の発行により、早期に風評被害の払拭と集客及び販売額の拡大を図る。			概ね妥当	成果があった	概ね効率的			
	実施年度	事業実績		事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■スタンプラリーの開催 ○平成26年度:136店舗参加 ○平成27年度:141店舗参加 ○平成28年度:139店舗参加 ■消費者バスツアーの実施 ○平成26年度: 1コース(美里コース) ○平成27年度: 3コース(蔵王,丸森,栗原コース) ○平成28年度: 6コース(栗原,蔵王,登米,丸森,大崎,亘理コース) ■ガイドブックの作成 ○平成27年度:35,000部 ○平成28年度:10,000部		○スタンプラリーの応募数が、平成26年度9,905通、平成27年度9,047通(平成28年度速報値8,195通)の応募があり、消費者が直売所等を周遊する仕組みづくりと直売所への誘客に一定の成果があった。 ○消費者バスツアーにおいて、消費者が直売所等を訪れ、その魅力について再認識してもらう機会となったことに加え、直売所等の実際の売上拡大に繋がった。 ○ガイドブックの作成し、直売所等事業者個々の概要や取組など、直売所等の魅力を広くPRできた。						
	事業主体									
	県									
	担当課・室									
	農産園芸環境課									
第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性					
○本事業において継続実施しているスタンプラリーは、消費者の直売所等への関心を高める手段として定着しているが、近年スタンプラリーの応募総数はほぼ横ばいである。 ○さらなる購買層の拡大を図るため、情報発信力のある層・次世代層が参加しやすい仕組みを導入する必要がある。 ○また、風評被害が残るエリアを対象に、直売所等のイメージ回復が期待され直売所等が関連して取り組む企画提案を募集し、原発事故の風評被害払拭に資する取組に対し直接的に支援を行う。 ○これらは、既存の事業規模においても、方法を工夫することで対応可能であると考えられるため、「実施計画(第3期)」計画期間においては、取組を維持する方向である。					事故対策事業として継続					
16	みやぎの肉用牛イメージアップ事業 【再掲】第3-B-3-No16	■原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。			妥当	ある程度成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績		事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■仙台牛を始めとする県産牛肉のイメージ回復に向けた取り組みを行った。 ○消費拡大キャンペーン、宿泊キャンペーンの開催 ○新たな食べ方「仙台牛寿司」の企画と告知 ○駅弁コンテストの実施と優秀作品の商品化 ○仙台牛加工品(菓子等)の開発 ○仙台牛普及冊子・資材の作成		○県産牛肉の安全な検査及び生産体制のPRができた。「仙台牛」の認知度が上がり、ブランド力が向上した。						
	事業主体									
	県									
	担当課・室									
	畜産課									
第3期へ向けての課題					事業・取組の方向性					
○出荷制限や国からの検査指示が解除されるまでは、継続して取り組む必要がある。					事故対策事業として継続					

第4 放射線量低減化対策

1 推進体制の整備

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	事業実績	事業効果			
放射線・放射能広報事業 (環境審議会放射能対策 専門委員の設置) 【再掲】 第4-1-No1	■環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、県の放射線・放射能にかか る施策に対し、技術的・専門的見地からの助言を受ける。		妥当	成果が あった	効率的
実施年度	平成 26, 27, 28 年度				
事業主体	■環境審議会放射能対策専門委員の 設置 ○平成 23 年 12 月 26 日 6 名委嘱	○県の施策に関し、技術的・専門的見 地からの助言を踏まえ、放射線・放射 能に関する知見の普及・啓発を行い、 県民の不安の減少となった。	事業・取組の方向性 事故対応として継続		
県	■専門委員会議開催件数 ○全 6 回				
担当課・室					
原子力安全対策課					
第3期に向けての課題					
○直近では、平成 29 年 1 月 6 日に、第 6 回「放射能対策専門委員会議」を開催し、これまでの基本方針の 目標である「年間放射線量 1 ミリシーベルト以下の県土づくり」について、各専門委員から意見を伺った。					
事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
除染対策支援事業（除染 アドバイザーの設置） 第4-1-No2	■汚染状況重点調査地域の指定市町及びそれ以外の市町村に対し、除染に関す る技術的・専門的なアドバイスを行う。		妥当	成果が あった	効率的
実施年度	平成 26, 27, 28 年度				
事業主体	■除染アドバイザー委嘱 ○平成 24 年 2 月 22 日 ■除染アドバイザーの活動状況 ○平成 26 年度：4 回	○指定市町において、放射線の影響を 受けやすいとされる子どもの生活環 境を中心に除染が実施された。その結 果、市町が策定した除染実施計画に基 づく除染等の措置が、平成 29 年度末 までに全て完了する見通しが立った。	事業・取組の方向性 終了		
県					
担当課・室					
原子力安全対策課					
現状・背景・課題など					
○汚染状況重点調査地域指定の 8 市町については、平成 29 年 3 月までに除染が完了することから、除染ア ドバイザーの委嘱については終了する。					

2 市町村が行う除染への支援

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性			
	1	除染対策支援事業（除染支援チームの派遣） 第4-2-No1	■県の関係職員で除染支援チームを編成して市町村に派遣し、汚染状況重点調査地域に指定された市町の円滑な除染対策の推進を支援する。		妥当	成果があった	効率的		
実施年度		事業実績	事業効果						
平成26, 27, 28年度		■除染支援チーム派遣件数 ○平成26年度：26件 ○平成27年度：35件 ○平成28年度：13件（12月末）	指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、市町が策定した除染実施計画に基づく除染等の措置が、平成28年度末までに全て完了する見通しが立った。						
事業主体									
県									
担当課・室		事業・取組の方向性							
原子力安全対策課		事故対策事業として継続							
第3期へ向けての課題									
○汚染状況重点調査地域指定の8市町の円滑な除染推進を支援する。									
2	除染対策支援事業（除染対策連絡調整会議の設置） 第4-2-No2	■県と汚染状況重点調査地域に指定された市町とが相互に情報を共有しながら共通する課題を検討し、円滑な除染の実施につなげる。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■除染対策連絡調整会議・担当者会議の開催状況 ○平成29年2月15日開催	○平成26年度以降開催実績なし						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	事業・取組の方向性							
	原子力安全対策課	事故対策事業として継続							
現状・背景・課題など									
○汚染状況重点調査地域指定の8市町については、平成29年3月で全て除染が完了するが、除去土壌等の処分基準が未だ定まっていないことや除染廃棄物の処理が進んでいないことなど課題があることから、引き続き設置し、市町村を支援していく。									
3	除染対策支援事業（市町村職員向け講習会の開催・職員、除染アドバイザーの派遣） 第4-2-No3	■市町村職員に対し、放射線・放射能に関する基本的事項や除染の技術的事項などについての研修を行う。 ■市町村の円滑な線量低減対策の実施と県民の不安払拭。		妥当	成果があった	効率的			
	実施年度	事業実績	事業効果						
	平成26, 27, 28年度	■除染講習会 ○平成26年度以降開催実績なし ■マイクロホットスポットに対する線量低減対策のためのパンフレットの活用 ○出前講座等において、必要に応じ配布	■指定市町において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの生活環境を中心に除染が実施された。その結果、市町が策定した除染実施計画に基づく除染等の措置が、平成28年度末までに全て完了する見通しが立った。						
	事業主体								
	県								
	担当課・室	事業・取組の方向性							
	原子力安全対策課	終了							
現状・背景・課題など									
○汚染状況重点調査地域指定の8市町については、平成29年3月で全ての除染が完了することから、市町村職員向け講習会等については終了する。									

【事業評価一覧】【第4-2】

事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	除染対策支援事業(測定機器の貸与等) 第4-2-No4	■市町村に住民からの通報に基づく調査や、計画的調査への活用を促す。			
実施年度	事業実績	事業効果			
平成 26, 27, 28 年度	■汚染状況重点調査地域以外の市町村への測定機器の配備台数 ○平成 26～28 年度： 28 台（市町村数 24）	○汚染状況重点調査地域以外の市町村については、これまでの調査により面的に除染が必要となるところではないと考えられるが、一方、風雨等の影響により放射性物質が集まりやすいマイクロホットスポットが知られている。 ○県では、希望する市町村に対して、精密な測定が可能な放射線測定器を配備し、きめ細かな測定を実施する体制が整備され、マイクロホットスポットへの不安による、地域の測定ニーズに因應することができるようになった。	事業・取組の方向性 事故対策事業として継続		
事業主体					
担当課・室	第3期へ向けての課題 ○校正費用の確保が課題となっている市町村もある。				
原子力安全対策課					

3 県有施設等の除染

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	除染対策支援事業（県有施設等の除染事業） 第4-3-No1	■指定市町が策定する除染実施計画に基づき、県有施設等の除染を行うことにより、放射線量の影響を低減させ不安を払拭する。		妥当	成果があった	効率的	
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	■県が除染を実施した県有施設数： 9 施設	○県有施設の除染前後の平均空間線量（5 施設の平均 除染が完了した平成 25 年 5 月末現在） 除染前 毎時 0.27 マイクロシーベルト 除染後 毎時 0.14 マイクロシーベルト				
	事業主体						
	道路課						
	担当課・室				事業・取組の方向性		
	道路課				終了		
現状・背景・課題など							
○除染作業が終了したため。							

第5 汚染物・廃棄物の処理

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
	1	放射性物質汚染廃棄物処理促進事業（廃棄物処理施設等監視指導費） 第5-No1	放射性物質で汚染された廃棄物について、国から示される指定廃棄物の処理方針等を踏まえ、国、市町村等と協議しながら、一体となって適切な処理の促進を図る。				妥当	ある程度成果があった	効率的	
実施年度		事業実績	事業効果							
平成 26, 27, 28 年度		■指定廃棄物等処理促進市町村長会議開催 ○平成 26 年度： 2 回開催（うち 1 回は国主催） ○平成 27 年度： 2 回開催（うち 1 回は国主催） ○平成 28 年度： 3 回開催	○指定廃棄物については、国が主体的に処理を進めていくものであるが、国と市町村が協議する場の調整役を県が担ったことにより、国、県、市町村間での円滑な情報共有を行うことができた。 ○8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、一般廃棄物として市町村が主体的に処理することとされているが、放射能濃度の測定、濃度に応じた適切な処理方法、国の補助制度、住民説明会等について市町村と協議する場を設定し、県としての処理方針案を示すなど、市町村に対する積極的な支援を行うことができています。							
事業主体										
国、県、市町村、その他										
担当課・室					事業・取組の方向性					
循環型社会推進課					事故対策事業として継続					
第3期へ向けての課題										
○指定廃棄物については、具体的なスケジュールがまだ定まっていないため、今後も引き続き国と調整を図り、市町村等に対して適切に情報を提供していく必要がある。また、一般廃棄物である 8,000Bq/kg 以下の農林業系廃棄物については、市町村等の意見や要望を踏まえ、今後も引き続き市町村等への支援を継続していく必要があり、取組を維持する方向である。										
2	給与自肅牧草等処理円滑化事業 第5-No2	■放射性物質に汚染され利用できなくなった稲わら等の一時保管施設の適切な管理等を実施する。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成 26, 27, 28 年度	○県内に整備されている汚染稲わらの保管施設（54 施設）の維持管理及び補修を実施した。	○汚染稲わらの処理の目途が立たない中で、汚染稲わらの維持保管を安全に実施した。							
	事業主体									
	県、市町村、その他									
	担当課・室						事業・取組の方向性			
	畜産課						事故対策事業として継続			
第3期へ向けての課題										
○保管期間の長期化は避けられない見通しとなっていることから、点検・補修等を徹底する。										
3	特用林産物放射性物質対策事業（うち汚染ほだ木撤去集積事業） 【再掲】 第5-No3	■汚染ほだ木等モニタリング調査等の結果により、特定された汚染ほだ木等の撤去集積に係る経費の貸付を行う。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成 26	■ほだ場に放置された生産再開に支障を来している汚染ほだ木を以下の本数撤去及び一時保管場所への集積を行った。 ■集積本数 ○平成 26 年度： 21 箇所 160 千本	○汚染ほだ木等の一時的な撤去集積のスキームを東電合意の中で実施したため、経営再開を選択する生産者を確保することができた。							
	事業主体									
	県									
	担当課・室						事業・取組の方向性			
	林業振興課						終了			
現状・背景・課題など										
○生産再開の支障となり撤去集積が必要とされた汚染ほだ木の一次的な処分は終了した。 ○今後は、一時集積場所からの最終処分が必要なほだ木の処理対応が課題。										

【事業評価一覧】【第5】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	4	企業局における浄水発生土管理等事業 第5-No4	■放射性物質を含む浄水発生土の保管・管理・搬出業務を適切に行う。		妥当	成果があった
実施年度		事業実績	事業効果			
平成26, 27, 28年度		<p>■浄水発生土保管・管理業務</p> <p>○8,000Bqを超える浄水発生土については、環境省から指定廃棄物の指定を受け、同省の指導の下、大型土嚢に詰め、浄水場内に建設されたハウス内への保管を継続している。</p> <p>○100Bq/kgを超え8,000Bq以下の浄水発生土については、平成25年度に引き続き最終処分事業者と調整を図り、処分を行った。</p> <p>○100Bq/kg以下の浄水発生土については、昨年度に引き続き中間処理事業者と調整を図り、処分を行った。</p> <p>■保管量 (平成28年度末見込み(全浄水場等総計))</p> <p>○8,000Bq/kg超え(指定廃棄物) 692 m³</p> <p>○100~8,000Bq/kg以下 3,305 m³合計 3,997 m³(見込み)</p> <p>■処分量</p> <p>○平成26年度: 18,293 m³(16,495t)</p> <p>○平成27年度: 5,717 m³(5,456t)</p> <p>○平成28年度: 3,508 m³(3,366t)(見込み)</p>	○各浄水場等から発生する浄水発生土について、放射能濃度に応じて適切に保管・管理を行うとともに、環境省及び環境生活部等関係機関と連絡を密にし、放射能濃度に応じた処分をすすめることができた。			
事業主体						
県						
担当課・室						
水道経営管理室						
第3期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
○一部浄水場ではいまだに放射性物質が検出される浄水発生土が発生している。このことから職員や周辺住民に安心を提供するために、今後も保管してある浄水発生土を搬出していく必要がある。				事故対策事業として継続		
5	下水汚泥焼却灰等保管・管理業務 第5-No5	■放射性物質を含む下水汚泥焼却灰及び汚泥燃料化物の保管・管理・搬出業務を適切に行う。		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	<p>■下水汚泥焼却灰等保管・管理業務</p> <p>○平成26年度: 仙塩浄化センターの保管汚泥焼却灰の全量処分完了 県南浄化センターの汚泥燃料化物を産業廃棄物として処分</p> <p>○平成27年度: 県南浄化センターの汚泥燃料化物を産業廃棄物として処分</p> <p>平成28年度: 県南浄化センターの汚泥燃料化物を産業廃棄物として処分</p>	<p>○100Bq/kgを超えるため処分受け入れ先がなく、平成24年度から場内に保管していた汚泥焼却灰について、処分先と調整し平成26年度内に全量埋立処分した。</p> <p>○100Bq/kgを超えるため有価売却できなくなった汚泥燃料化物について、産業廃棄物処理業者と調整し産業廃棄物として処分した。</p>			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	下水道課					
第3期へ向けての課題				事業・取組の方向性		
○降雨により下水燃料化物の放射性物質の濃度が高くなることが考えられることから、継続する。				事故対策事業として継続		
6	公共下水汚泥適正処理指導事業 第5-No6	■市町村が管理する公共下水道について、下水汚泥の放射能測定結果に応じ、適切な処理を推進するよう指導・助言を行う。		妥当	ある程度成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成26, 27, 28年度	<p>○平成26年度: 相談件数0件</p> <p>○平成27年度: 相談件数0件</p> <p>○平成28年度(見込み): 相談件数0件</p>	○平成26年度以降は、市町村からの相談や問い合わせはなかった。			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	下水道課					
現状・背景・課題など				事業・取組の方向性		
○下水道事業における放射能の問題は収束しつつあるため、県による市町村の支援の必要性はなくなったことから、事業を終了する。				終了		

第6 損害への対応

1	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	みやぎ県民会議運営事業 第6-No1	<p>■原発事故によって被った損害に対応する。 ■東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援する。</p>		概ね妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	<p>事業・取組の方向性 事故対策事業として継続</p>		
	平成 26, 27, 28 年度	<p>■県民会議 6 回開催 ■みやぎ県民会議幹事会 ○平成 26 年度：1 回開催 ○平成 27 年度：1 回開催 ○平成 28 年度：1 回開催（見込み）</p>	<p>○関係団体、市町村等が一同に会して、原発事故被害対策に関する情報交換を行うことによって、構成員間で現状及び課題を共有することができた。 ○公開の会議であるため、マスコミ等を通じて県民に事故被害対策の現状や課題、その対応を伝えることができ、県民に事故被害対策の進捗について情報を提供することができた。 ○東京電力を説明者として招き、時宜に応じた賠償についての説明により理解を深めることができた。</p>			
	事業主体	<p>※ 県民会議について、事故直後の設立当時から状況が変化しているため、県民会議をより機動的に運営するとともに、迅速な情報共有を図るため、県民会議の下に幹事会を設置し、平成 26 年度から幹事会を開催している。</p>				
	担当課・室					
	原子力安全対策課					
第3期へ向けての課題						
<p>■原発事故から時間が経過するとともに、緊急の対応から現状のモニタリング対応に変化してきている中で、関係団体や市町村などと原発事故被害への対応について情報共有する必要がある。</p>						
2	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	民間事業者等に対する損害賠償請求支援 第6-No2	<p>■原発事故被害に対応するため、みやぎ県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、民間事業者等が行う東京電力への損害賠償請求等に対し、県内各地での説明会の開催や電話相談等を通じてきめ細かな支援を行う。</p>		妥当	ある程度効果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	<p>事業・取組の方向性 事故対策事業として継続</p>		
	平成 26, 27, 28 年度	<p>○平成 26 年度 「福島原発事故による損害賠償請求研修会及び個別相談会」7 回開催（大河原，仙台，大崎，石巻，気仙沼，栗原，登米合同庁舎） 参加者 研修会 74 名/相談会 49 名</p> <p>○平成 27 年度 「福島原発事故による損害賠償請求研修会及び個別相談会」10 回開催（県内 5 合同庁舎（大河原，仙台，大崎，石巻，気仙沼），白石市・栗原市・丸森町の 3 市町と共催） 参加者 研修会 27 名/相談会 18 名</p> <p>○平成 28 年度 「福島原発事故による損害賠償についての説明会及び個別無料相談会」8 回開催（県内 5 合同庁舎（大河原，仙台，大崎，石巻，気仙沼），角田市，登米市，女川町の 3 市町と共催） 参加者 説明会 26 名/相談会 18 名</p>	<p>○仙台弁護士会や原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターと連携しながら、説明会等を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。</p>			
	事業主体					
	県					
	担当課・室					
	原子力安全対策課 関係課					
第3期へ向けての課題						
<p>○東京電力の損害賠償では、賠償対象期間や対象項目が限定されているため、東京電力の賠償基準に該当しない損害については支払いに応じていないため、原子力損害賠償紛争解決（ADR）センターへの和解仲介申立てなどの損害賠償の方法について広く周知する必要がある。 ○市町村との共催や土日曜日開催、夜間開催など、きめ細やかな対応が必要である。</p>						

第7 正しい知識の普及・啓発

事業名又は取組名		事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性				
1	放射線・放射能広報事業 (放射線等に関するセミナー・相談会の開催, 出前講座の拡充, 広報媒体の活用) 【再掲】 第7-No1	○放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発に努め, 県民の不安を解消する。		妥当	成果があった	効率的				
	実施年度	事業実績	事業効果							
	平成26, 27, 28年度	<ul style="list-style-type: none"> ■放射線・放射能に関する相談窓口の開設 ○平成26年度: 242件 ○平成27年度: 96件 ○平成28年度: 59件 (平成28年12月31日現在) ■放射線・放射能に関するポータルサイトの運営 ○アクセス数: 1,167,915人 (平成28年12月31日現在) ○放射線・放射能に関するセミナーの開催 ○平成26年度: 1会場 41人 ○平成27年度: 3会場 91人 ○平成28年度: 3会場 83人 ■みやぎ出前講座の実施 ○平成26年度: 2団体 22人 ○平成27年度: 3団体 67人 ○平成28年度: 0団体 0人(見込み) ■放射線・放射能に関するパンフレットの作成・改定 ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし(日本語版)」平成26, 27, 28年度改定 ○「宮城県放射線・放射能測定・検査のあらまし(英語版)」平成26年2月作成 ○「宮城県放射線・放射能Q&A」平成26年3月作成, 平成27年12月改定 ■県政だよりへの記事掲載 平成28年11・12月号 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報媒体を駆使して, 県民にタイムリーに情報を提供し, 放射線知識の普及と不安の解消に役立っている。 ■放射線・放射能に関するセミナー・相談会の開催 ○平成26年度: 41人 アンケート結果 参考になった以上83.3% ○平成27年度: 91人 参考になった以上86.1% ○平成28年度: 83人 参考になった以上94.0% 							
	事業主体	県								
	担当課・室	事業・取組の方向性								
	原子力安全対策課	事故対策事業として継続								
	第3期へ向けての課題									
	○事故から6年を経過しても, なお, 県民の要望は根強く, 放射線・放射能広報事業の必要性はなくなっていないため, 他県の取り組みをも参考にしながら「実施計画(第3期)」にも実施を継続して行く。									
	事業名又は取組名		事業・取組の目的				必要性	有効性	効率性	
	2	みやぎ県民会議運営事業 【再掲】 第7-No2	<ul style="list-style-type: none"> ■原発事故によって被った損害に対応する。 ■東京電力株式会社に対する民間事業者等の損害賠償請求を支援する。 				概ね妥当	成果があった	概ね効率的	
実施年度		事業実績	事業効果							
平成26, 27, 28年度		<ul style="list-style-type: none"> ■県民会議 6回開催 ■みやぎ県民会幹事会 ○平成26年度: 1回開催 ○平成27年度: 1回開催 ○平成28年度: 1回開催(見込み) 	<ul style="list-style-type: none"> ○関係団体, 市町村等が一同に会して, 原発事故被害対策に関する情報交換を行うことによって, 構成員間で現状及び課題を共有することができた。 ○公開の会議であるため, マスコミ等を通じて県民に事故被害対策の現状や課題, その対応を伝えることができ, 県民に事故被害対策の進捗について情報を提供することができた。 ○東京電力を説明者として招き, 時宜に応じた賠償についての説明により理解を深めることができた。 							
事業主体		県								
担当課・室		事業・取組の方向性								
原子力安全対策課		事故対策事業として継続								
第3期へ向けての課題										
○原発事故から時間が経過するとともに, 緊急の対応から現状のモニタリング対応に変化してきている中で, 関係団体や市町村などと原発事故被害への対応について情報共有する必要がある。										

3	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	民間事業者等に対する損害賠償請求支援 【再掲】 第7-No3	■原発事故被害に対応するため、みやぎ県民会議において市町村・関係団体等と連携を図りながら、事故被害対策の総合的な取組を進めるとともに、民間事業者等が行う東京電力への損害賠償請求等に対し、県内各地での説明会の開催や電話相談等を通じてきめ細かな支援を行う。					概ね妥当
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 「福島原発事故による損害賠償請求研修会及び個別相談会」7 回開催 (大河原, 仙台, 大崎, 石巻, 気仙沼, 栗原, 登米合同庁舎) 参加者 研修会 74 名/相談会 49 名 ○平成 27 年度 「福島原発事故による損害賠償請求研修会及び個別相談会」10 回開催 (県内 5 合同庁舎 (大河原, 仙台, 大崎, 石巻, 気仙沼), 白石市・栗原市・丸森町の 3 市町と共催) 参加者 研修会 27 名/相談会 18 名 ○平成 28 年度 「福島原発事故による損害賠償についての説明会及び個別無料相談会」8 回開催 (県内 5 合同庁舎 (大河原, 仙台, 大崎, 石巻, 気仙沼), 角田市, 登米市, 女川町の 3 市町と共催) 参加者 説明会 26 名/相談会 18 名	○仙台弁護士会や原子力損害賠償紛争解決 (ADR) センターと連携しながら、説明会等を開催したことにより、被害者の損害賠償請求の進捗に一定程度寄与した。				
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	原子力安全対策課 関係課						
	第 3 期へ向けての課題						
	○東京電力の損害賠償では、賠償対象期間や対象項目が限定されているため、東京電力の賠償基準に該当しない損害については支払いに応じていないため、原子力損害賠償紛争解決 (ADR) センターへの和解仲介申立てなどの損害賠償の方法について広く周知する必要がある。 ○市町村との共催や土曜日開催、夜間開催など、きめ細やかな対応が必要である。						
4	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性	
	観光復興緊急対策事業 【再掲】 第7-No4	■震災により県内観光に大きな影響が生じていることから、県内外からの誘客を早急に進めるため、正確な観光情報の提供や誘客キャラバン等を実施します。					妥当
	実施年度	事業実績	事業効果				
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施 (2 回) ○平成 27 年度： 雑誌・新聞への記事掲載 首都圏での観光キャラバンの実施 (2 回) ○平成 28 年度： 雑誌・新聞への特集掲載 首都圏での観光キャラバンの実施 (2 回)	○旅行雑誌や新聞への復興情報や、観光情報の掲載は、自粛ムードや、風評の影響の払拭の一助となった。 ○首都圏での観光キャラバンによって、直接、一般消費者に対して仙台・宮城の安心・安全と元気を PR することができた。				
	事業主体						
	県						
	担当課・室						
	観光課						
	第 3 期へ向けての課題						
	○多くの方々に、本県の安全・安心を PR し、風評の影響を払拭するためには、多くの旅行雑誌などに広く記事を掲載し、また、JR 駅など、不特定多数の方々に対して、直接的で効果的な PR を行わなければならないので、当該事業は、「実施計画 (第 3 期)」計画期間においては、継続する方向である。						

【事業評価一覧】【第7】

5	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	みやぎ観光復興イメージアップ事業 【再掲】 第7-No5	<p>■震災の発生に伴い、県内への観光にも大きな影響が生じていることから、本県のイメージアップや県内への旅行意欲の喚起を図るため、JR等と連携した首都圏PRを行います。</p>		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	<p>■プロスポーツと連携した観光客誘客事業</p> <p>○平成26年度：3チーム ○平成27年度：3チーム ○平成28年度：3チーム</p>	<p>○全国的に人気があり、発進力のある在仙プロスポーツチームとの連携によって、仙台・宮城の観光復興をPRすることができた。</p> <p>○スポーツ観戦に合わせて、地域の観光をPRしたことによって、応援だけではなく、観光を組み合わせたスポーツツーリズムの確立に向けた一助となった。</p>			
	事業主体	<p>■JRと連携した首都圏PR事業</p> <p>○平成26年度：2回 ○平成27年度：2回 ○平成28年度：2回</p>		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	<p>第3期へ向けての課題</p> <p>○プロスポーツとの連携に当たっては、観客の多くが来県するため、観光に結びつきやすいことから、当該事業は、「実施計画（第3期）」計画期間においては、維持する方向である。</p> <p>○JRとの連携事業については、本事業の短期間での実施事業と、通常事業をはじめとする各種事業を効果的に連携させて実施することとし、維持する方向である。</p>				
	観光課					
6	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	みやぎ復興ツーリズム推進事業 【再掲】 第7-No6	<p>■旅行会社等に対し、復興段階に合わせた旅行商品の造成及び催行や、事業の実施に要する経費を補助するとともに、復興ツーリズムの確立に向けた関係者の招請事業を行い、本県への観光客の誘致の促進を図るため。</p>		妥当	成果があった	概ね効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	<p>■教育旅行モニターツアー</p> <p>○平成26年度： 2回 10名参加 ○平成27年度 2回 15名参加 ○平成28年度： 2回 10名程度（見込み）</p>	<p>○北海道や関西以西の学校教員に現状を見てもらい、本県の復興ツーリズムを知ってもらうきっかけとなった。</p> <p>○モニターツアーで来県後、5校が本県を修学旅行の訪問先に選んでいた。</p>			
	事業主体	<p>現状・背景・課題など</p> <p>○「実施計画（第3期）」計画期間においては、事業の効率化を図るため、教育旅行モニターツアーの中で復興ツーリズムのPRを合わせて実施することとした。</p> <p>○復興ツーリズムについては、本県への誘客を図る際には強く情報発信していく必要があるが、これまで実施している教育旅行関係事業の中で併せてPRしていくこととする。</p>		通常事業として継続		
	県					
	担当課・室	<p>第3期へ向けての課題</p> <p>○平成29年度については、引き続き同内容で事業を実施していく予定としているが、予算上は平成29年度が終期となっており、平成30年度以降の事業内容の検討（廃止も含めて）が課題となっている。</p>				
	観光課					
7	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	県産農林水産物等イメージアップ推進事業 【再掲】 第7-No7	<p>■震災で県産農林水産物が大規模な被害を受けたことから、被災前の状況に回復するまでの間、補助対象団体が実施するメディアの活用、海外バイヤー対応などの事業に補助することにより、復興状況に合わせた県産品PR活動等を支援する。</p>		妥当	成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果	事業・取組の方向性		
	平成26, 27, 28年度	<p>■県産農林水産物等イメージアップ推進事業</p> <p>○平成26年度：5団体14件 ○平成27年度：6団体10件 ○平成28年度：6団体6件（見込み）</p>	<p>○各団体が実施する首都圏や海外での県産農林水産物等のPR活動を支援することにより、県産品の認知度向上や安全安心PRによる風評払拭を促進することができた。</p>			
	事業主体	<p>第3期へ向けての課題</p> <p>○平成29年度については、引き続き同内容で事業を実施していく予定としているが、予算上は平成29年度が終期となっており、平成30年度以降の事業内容の検討（廃止も含めて）が課題となっている。</p>		事故対策事業として継続		
	県					
	担当課・室	<p>第3期へ向けての課題</p> <p>○平成29年度については、引き続き同内容で事業を実施していく予定としているが、予算上は平成29年度が終期となっており、平成30年度以降の事業内容の検討（廃止も含めて）が課題となっている。</p>				
	食産業振興課					

【事業評価一覧】【第7】

8	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	「食材王国みやぎ」魅力発信プロジェクト事業 (旧みやぎ県産品魅力発信事業(旧宮城県産品風評対策強化事業)) 【再掲】 第7-No8	■県産農林水産物等の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食品を紹介するための情報発信を行うことにより、県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復、消費拡大を図る。			妥当	成果があった
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度 ①メディア招へいツアー ②雑誌広告及びイベント出展 ③広告掲出等 ④みやぎ風プロジェクト事業 ○平成 27 年度 ①プロ野球球場を活用した情報発信 ②交通拠点を活用した情報発信 ③情報誌等を活用した情報発信 ④「食」の担い手創出 ⑤グルメサイトを活用した情報発信 ⑥県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑦県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑧関西圏における県産品魅力体感イベントの開催 ⑨東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催 ○平成 28 年度 ①交通拠点を活用した情報発信 ②情報誌等を活用した情報発信 ③「食」の担い手創出 ④グルメサイトを活用した情報発信 ⑤県産食材を使用した飲食店フェアの開催 ⑥県外物産展を活用した消費体験の促進 ⑦関西圏における県産品魅力体感イベントの開催 ⑧東京アンテナショップを活用した風評払拭イベントの開催 ⑨県産品インターネット販売支援	○各種広告媒体での広報や雑誌への広告記事掲出により、県産品のイメージアップと購入意欲の喚起が図られた。 ○大消費地でのイベントの開催により、直接、県産品に触れる機会を創出し、知名度が向上し、県産品への好感が高まった。			
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	食産業振興課					
	第3期へ向けての課題					
	○県産農林水産物等の風評払拭と信頼回復については、重要で優先度が高い課題であることから、引き続き、実施していくことが必要である。					
9	事業名又は取組名	事業・取組の目的		必要性	有効性	効率性
	みやぎの肉用牛イメージアップ事業 【再掲】 第7-No9	■原発事故の風評により、宮城県産牛肉が敬遠され牛肉価格が急激に下落するなどの影響があったことから、低下した県産牛肉イメージを回復させるため消費拡大対策等を実施する。		妥当	ある程度成果があった	効率的
	実施年度	事業実績	事業効果			
	平成 27, 28 年度	■仙台牛を始めとする県産牛肉のイメージ回復に向けた取り組みを行った。 ○消費拡大キャンペーン、宿泊キャンペーンの開催 ○新たな食べ方「仙台牛寿司」の企画と告知 ○駅弁コンテストの実施と優秀作品の商品化 ○仙台牛加工品(菓子等)の開発 ○仙台牛普及冊子・資材の作成	○県産牛肉の安全な検査及び生産体制のPRができた。「仙台牛」の認知度が上がり、ブランド力が向上した。			
	事業主体			事業・取組の方向性		
	県			事故対策事業として継続		
	担当課・室					
	畜産課					
	第3期へ向けての課題					
	○平成30年度以降の事業内容を検討し、引き続き販路開拓を支援することができる。					

【事業評価一覧】【第7】

	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性																	
	10	子どもたちに対する放射線に関する指導 第7-No10	■副読本（文部科学省作成）を活用し、学校において児童・生徒の放射線に関する正しい知識を養う。	妥当	ある程度成果があった	概ね効率的																
実施年度		事業実績	事業効果																			
平成 26, 27, 28 年度		○各学校において、理科の授業などにおいて、文科省作成の副読本を活用する等し、子どもたちに対する放射線に関する理解の促進を図った。 ○また、UPZ 圏内小学校、中学校における屋内退避訓練においては、国の指示に基づき、市町災害対策本部からの指示で、以下のとおり学校単位で屋内退避訓練を行った。 ○各学校においては、避難する必要感や放射線から身を守るための知識等について、発達段階に応じて文科省作成の副読本を用いた事前・事後指導を行った。	○屋内退避訓練を実施した UPZ 圏内の各小・中学校においては、事前事後指導が毎年継続されていくことで、発達段階に応じた放射線に関する指導が行われており、児童・生徒の放射線に関する理解が深まっている。 ○UPZ 圏外の学校においては、理科の授業等において、必要場面に応じて副読本が活用されており、放射線に関する理解の促進が図られている。																			
事業主体		県, 市町村	事業・取組の方向性																			
担当課・室				事故対策事業として継続																		
義務教育課 高校教育課		<p>平成27年度原子力防災訓練(宮城県)における UPZ圏内小・中学校の屋内退避訓練状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>対象</th> <th>児童生徒数</th> <th>教職員数</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川町</td> <td>町内全小中学校</td> <td>447</td> <td>46</td> <td>493</td> </tr> <tr> <td>石巻市</td> <td>市内全小中学校</td> <td>11,346</td> <td>1,037</td> <td>12,383</td> </tr> <tr> <td>東松島市</td> <td>市内全小中学校</td> <td>3,530</td> <td>288</td> <td>3,818</td> </tr> </tbody> </table>	市町名	対象	児童生徒数	教職員数	合計	女川町	町内全小中学校	447	46	493	石巻市	市内全小中学校	11,346	1,037	12,383	東松島市	市内全小中学校	3,530	288	3,818
市町名		対象	児童生徒数	教職員数	合計																	
女川町		町内全小中学校	447	46	493																	
石巻市		市内全小中学校	11,346	1,037	12,383																	
東松島市		市内全小中学校	3,530	288	3,818																	
第3期へ向けての課題																						
○放射線に関する不確かな理解等によるいじめ問題等を未然に防ぐといった生徒指導上の観点からも、学校教育段階において、放射線の特性や健康被害防止に対する正しい理解の定着・促進を継続的に図っていく必要があると考えられる。																						
11	事業名又は取組名	事業・取組の目的	必要性	有効性	効率性																	
	教職員等を対象とした研修会の開催 第7-No11	■学校保健研修会や学校給食研修会等を開催して、教職員の理解と資質向上を図るとともに、児童生徒の新たな健康課題について最新の情報を得ることで学校保健の充実に資する。	妥当	ある程度成果があった	概ね効率的																	
	実施年度	事業実績				事業効果																
	平成 26, 27, 28 年度	○平成 26 年度：0 回 ○平成 27 年度：1 回 ○平成 28 年度：0 回（見込み）	○防災主任研修会（経験者コース）で講義「放射線教育のあり方について」を開催。教職員が放射能のことを正しく理解するとともに、児童生徒等の安全確保のため、学校における防災教育等に係る推進的な役割を担う人材を養成する一助とした。																			
	事業主体	県	事業・取組の方向性																			
	担当課・室			終了																		
	原子力安全対策課 スポーツ健康課	現状・背景・課題など																				
	○研修会の実施や副読本（文部科学省作成）などにより当初の目的を達成したため。																					

平成29年3月

宮城県環境生活部原子力安全対策課

〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-2340

FAX : 022-211-2695



宮 城 県